

第 7 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年11月 5 日

(平成23年度決算)

(警察本部・各種委員会等・環境生活部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年11月5日(月曜日)

午前10時0分開議
午前11時37分休憩
午前11時42分開議
午後0時5分休憩
午後1時6分開議
午後2時10分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第34号 平成23年度熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第44号 平成23年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

- 委員長 井手 順 雄
- 副委員長 池田 和 貴
- 委員 西岡 勝 成
- 委員 荒木 章 博
- 委員 重村 栄
- 委員 佐藤 雅 司
- 委員 西 聖 一
- 委員 早田 順 一
- 委員 浦田 祐三子
- 委員 高野 洋 介
- 委員 東 充 美
- 委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

- 部長 谷崎 淳 一
- 政策審議監 末 廣 正 男
- 環境局長 山本 理
- 県民生活局長 田中 彰 治
- 環境政策課長 宮尾 千加子
- 水俣病保健課長 田中 義 人
- 水俣病審査課長 高山 寿一郎
- 環境立県推進課長 福田 充
- 環境保全課長 清田 明 伸
- 自然保護課長 小宮 康
- 首席審議員兼
- 廃棄物対策課長 加久 伸 治
- 公共関与推進課長 中島 克 彦
- くらしの安全推進課長 石崎 尚 喜
- 消費生活課長 杉山 哲 恵
- 首席審議員兼
- 男女参画・協働推進課長 中園 幹 也
- 人権同和政策課長 清原 一 彦
- 出納局
- 会計管理者兼出納局長 東 泰 治
- 会計課長 福島 裕
- 管理調達課長 前野 弘
- 人事委員会事務局
- 局長 岡村 範 明
- 総務課長 吉富 寛
- 公務員課長 松永 寿
- 監査委員事務局
- 局長 本田 恵 則
- 首席審議員兼監査監 富永 正 純
- 労働委員会事務局
- 局長 柳田 幸 子
- 審査調整課長 橋本 博 之
- 議会事務局
- 局長 長野 潤 一
- 次長兼総務課長 黒田 祐 市
- 議事課長 佐藤 美智子

首席審議員兼
政務調査課長 松 永 康 生

警察本部

本部長 西 郷 正 実
警務部長 黒 岩 操
生活安全部長 岡 正 憲
刑事部長 堀 江 伸
交通部長 浦 田 潔
警備部長 高 橋 功 作
参事官兼首席監察官 木 庭 強
理事官兼総務課長 甲 斐 利 美
参事官兼警務課長 吹 原 直 也
参事官兼会計課長 赤 星 裕
理事官兼厚生課長 高 宮 法 昭
参事官兼
生活安全企画課長 浦 次 省 三
参事官(地域) 木 庭 慶 章
参事官兼刑事企画課長 牧 野 一 矢
参事官(組織犯罪対策) 一ノ瀬 範 秋
参事官兼交通企画課長 飯 田 繁
参事官(運転免許) 川 述 正 芳
理事官兼交通指導課長 岩 本 信 行
理事官兼交通規制課長 奥 田 隆 久
参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
議事課課長補佐 松 尾 伸 明
議事課主幹 浦 田 光 典

午前10時開議

○井手順雄委員長 皆さんおはようございます。ただいまから、第7回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、午前中に警察本部、出納局及び各種委員会等の審査を行い、午後から環境生活部の審査を行うこととしております。

それでは、これより警察本部の審査を行います。

まず、警察本部長から御挨拶をお願い申し

上げます。
西郷警察本部長。

○西郷警察本部長 皆さんおはようございます。井手委員長を初め、委員の皆様方には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに對しまして、心からお礼を申し上げます。

それでは、私から、県警が重点的に取り組んでおります「安全・安心くまもと」実現計画2012に掲げました3つの基本目標であります安全、安心を体感できる犯罪抑止、交通死傷事故の抑止、県民生活を脅かす犯罪の検挙に關しまして、その推進状況を申し上げます。

1つ目の安全、安心を体感できる犯罪の抑止につきましては、本年9月末現在で刑法犯認知件数は9,933件と、前年同月比でマイナス746件と約7.0%減少をしております。このままの状況で行きますと、過去最多でありました平成15年の翌年から9年連続で減少をする見込みとなります。

2つ目の交通死傷事故の抑止に關しましては、昨日現在で死者数が64人と、前年同月比でマイナス3人となります。また、負傷者数につきましては、前年同月比でマイナス872人と減少をしております。

しかしながら、死者のうちの高齢者が約7割を占めるという現状を踏まえまして、街頭における交通安全指導の強化を図りますとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育や死亡事故の分析による抑止対策を積極的に推進しております。

また、飲酒運転撲滅のため、飲食店に対する広報啓発活動を行いますとともに、違反実態に即した取り締まりを集中的に行っていきます。

3つ目の県民生活を脅かす犯罪の検挙につきましては、本年9月末現在で刑法犯検挙件数が3,964件と、前年同月比で7.2%減少をし

ておりますが、検挙率につきましては39.9%と、ほぼ前年並みに推移をしております。

特に、殺人や強盗といった重要犯罪の検挙率につきましては82.2%と、全国平均よりも18ポイント高い状況になっております。

最近では、熊本市西区におきます約1億6,000万円の被害のありました多額窃盗事件、上益城郡山都町におきます殺人・死体遺棄事件、あるいは熊本市中央区におきます元親族に対する殺人・同未遂事件など、全国的に耳目を集める事件が発生をしておりますが、いずれも早期に検挙、解決をしているところがあります。

このような状況を踏まえまして、的確な初動捜査による被疑者の早期検挙はもちろんのこと、パトロールなどの街頭活動の強化、各種防犯ボランティア団体の活動の支援や防犯カメラの設置推進などの対策を進めているところであります。

県警察では、今後とも県民の期待と信頼に応えることができるように、総力を挙げて安全で安心な熊本を実現していく考えであります。

委員長を初め、委員の皆様方には、引き続き警察活動に対しての御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、平成23年度の一般会計のうち警察関係分の決算につきまして御審議をお願いいたします。

警務部長からは、平成23年度中の決算の概要などにつきまして、また、会計課長からは、平成23年度歳入歳出決算などにつきまして、それぞれ説明をいたしますので、御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、警務部長から決算概要の説明をお願いいたします。

黒岩警務部長。座ってお願いします。

○黒岩警務部長 警務部長の黒岩でございます

す。

それでは、平成23年度の決算概要について御説明いたします。

まず最初に、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました、施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、警察関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。3点でございます。

まず、1点目は、決算特別委員長報告の第4の1「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収ノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」との御指摘についての措置状況でございます。

平成22年度末の収入未済につきましては、放置違反金及びこれに係る延滞金、交通情報板損壊に係る損害賠償金、交通事故等に係る損害賠償金、恩給に係る過払い金の計432件、総額2,109万8,000円を計上しております。

収入未済の解消につきましては、滞納者に対する督促状や催告状の発送を初め、電話や戸別訪問による催告を継続的に行うとともに、所在不明の滞納者に対する調査を積極的に実施するなど、徹底した徴収促進に努めてきたところでございます。

その結果、平成23年度末の収入未済につきましては、315件、総額で1,944万2,000円となり、前年度と比較してマイナス117件、総額で165万6,000円減少しております。今後とも、引き続き未収金の回収に取り組んでまいります。

2点目は、決算特別委員長報告の第4の2「日頃から交通安全の取組みがなされているが、職員による交通事故については、増加傾向にあることから、組織をあげて職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事

故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通違反防止対策を講じること。」との御指摘についての措置状況でございます。

警察本部におきましては、平成23年1月に公用車交通事故総量の抑制を図ることを目的とした公用車交通事故防止総合プランを策定し、事故防止教養、運転訓練、技能認定審査、安全運転管理、意識啓発、事故発生後の対応を6本柱とした各種事故防止施策の推進に取り組んできたところでございます。

その結果、平成23年の公用車交通事故の発生件数は、前年と同数の69件であったものの、職員が第1当事者となった人身交通事故の発生は3件と過去5年では最も少なく、また、警察側の過失割合が8割以上の交通事故が減少するなど、一定の効果が見られたところでございます。

平成24年も、平成23年中の公用車事故の検証結果を踏まえた公用車交通事故防止総合プラン2012を策定し、職員の公用車交通事故防止に取り組んでいるところでございます。

3点目は、決算特別委員長報告の第4の3「物品調達等に関する不適正経理の再発防止については、職員の意識改革や資質の向上、不適正経理を防止する物品調達・物品管理システムの構築、予算執行システムの見直しなどが着実に進められているが、一部浸透していない面が見受けられるので、今後ともこれらの取組みを一過性のものとせず、職員一人一人の法令遵守意識の徹底や組織的なチェック体制の強化など全力をあげて取り組むこと。」との御指摘についての措置状況でございます。

平成23年度に実施されました不適正経理再発防止策の検証の結果に基づく検証委員からの提言を踏まえ、熊本県経理向上推進会議における各任命権者間の情報交換の実施、各種会議等の機会を活用した職員一人一人の法令遵守意識の徹底、組織的なチェック体制の強

化についての事業担当者及び会計担当者に対する指導及び教養の実施、不適正経理再発防止策検証後の取り組み状況に重点化した会計指導及び会計監査の実施など、不適正経理再発防止策の徹底を図るため、組織を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上、前年度の決算特別委員会におきまして御指摘のありました事項等についての説明を終わります。

続きまして、警察本部の平成23年度決算の概要について御説明いたします。

説明資料1ページの平成23年度歳入歳出決算総括表により御説明をいたします。

まず、歳入についてでございますが、予算現額33億6,335万6,000円に對しまして、調定額33億8,339万6,000円、収入済み額33億6,387万3,000円、不納欠損額8万1,000円、収入未済額1,944万2,000円、収入率は99.4%となっております。

次に、歳出についてでございますが、予算現額387億965万5,000円に對しまして、支出済み額381億3,497万8,000円、翌年度繰越額346万5,000円、不用額5億7,121万2,000円、執行率は98.5%となっております。

以上が警察本部の平成23年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、会計課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 次に、会計課長から決算資料の説明をお願いいたします。

赤星会計課長。

○赤星会計課長 会計課長の赤星でございます。

平成23年度決算資料の説明に先立ちまして、本年度の定期監査におきまして、熊本県監査委員から御指摘を受けました2点について、その内容とその後の措置状況を御報告いたします。

御指摘は、いずれも平成23年度中における職員の公用車による交通事故についてでございますが、まず、捜査第2課に対しましては、過失割合が高く毀損額が大きい物損事故が1件発生している、次に、運転免許課に対しましては、過失割合の高い人身事故が1件発生しているということで、それぞれ両課に職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じることという内容でございます。

御指摘を受けた事故のうち、捜査第2課に係るものは、走行中助手席から落下した荷物を拾い上げようと前方から目を離したことにより、右折停車中の前車に気づくのがおくれ追突した物損事故であり、また、運転免許課に係るものは、十字路交差点を左折する際、左後方の安全確認不十分のまま左折したため、後方から直進してきた原動機付自転車の運転者を驚愕、転倒させた人身事故でございます。

捜査第2課の物損事故は、職員に100%の過失があり、公用車の修理に約26万円を要しております。運転免許課の人身事故は、職員に80%の過失がございました。

これらの事故に対する措置状況としては、事故後、監察課が実施している招致指導、実務指導訓練に該当職員を参加させたほか、具体的な交通事故防止対策として、幹部による同乗指導、同乗者による安全確認、車両誘導など、同乗者との連携など所属としての事故防止対策を講じております。また、朝礼や出発前に幹部から交通事故防止に関する具体的な指示教養を行うなど、交通安全意識の高揚啓発に努めているところでございます。

県警では、職員の交通事故は重要な課題として認識しており、今後も、公用車交通事故防止総合プラン2012の推進を初め、組織を挙げて公用車の交通事故防止に取り組んでまいります。

引き続きまして、平成23年度の歳入歳出決

算につきまして、お手元の平成24年度決算特別委員会説明資料により御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

平成23年度歳入歳出決算総括表でございます。これにつきましては、先ほど警務部長から説明させていただきましたので、2ページの歳入に関する調べから御説明させていただきます。

収入の主なものとしましては、2ページから、7ページの下から3段目にあります認知機能検査員講習手数料までの使用料及び手数料に関するもので、収入全体のおよそ60%を占めております。不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、7ページの下から2段目、それから8ページまでが国庫支出金に関するものでございます。こちらにも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページから10ページ最上段の不用品売り払い収入のところまでが財産収入に関するもので、不用品売り払い収入の次が繰越金でございます。このどちらも不納欠損額、収入未済額はございません。

繰越金の次から12ページまでが諸収入に関するものでございます。

ここで、10ページをごらんください。

10ページ下から2段目の延滞金(放置違反金)、これと次の放置違反金のところに収入未済額がありますが、これは放置違反金に係る延滞金と放置違反金の未払いによるものでございます。

また、放置違反金の不納欠損額8万1,000円につきましては、消滅時効に伴うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

雑入のところの収入未済額1,394万2,000円につきましては、交通情報板損壊に係る損害賠償金を初め、6件の交通事故等に係る損害賠償金の未収入金の合計金額でございます。

また、その下の年度後返納の収入未済額14万8,000円につきましては、恩給の過払いに係る未収金でございます。収入未済の詳細につきましては、後ほど附属資料のところで御説明いたします。

引き続きまして、歳出に関する調べでございます。

13ページから最終の14ページまで、これが警察費でございます。

警察の活動推進及び運営管理に関する経費でございますが、不用額が生じた理由の主なものを御説明申し上げます。

まず、13ページの上から4段目の警察本部費につきましては、退職手当等各種手当の執行残、庁舎等高熱水費等の節減による執行残、これらなどで2億9,399万8,000円となっております。

さらに、その下の装備費につきましては、車両修繕費等の執行残など1,744万4,000円でございます。

一番下の警察施設費につきましては、施設設計、監理委託費等の執行残、施設新築等の執行残、これらなどにより6,394万5,000円でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

最上段の運転免許費につきましては、運転免許関係消耗品費等の執行残など3,059万円でございます。

下段の警察活動費につきましては、捜査活動旅費の執行残、複写サービス料の節減による執行残、各種消耗品購入費の執行残、警察電話専用回線料の節減による執行残など1億6,252万円でございます。

警察活動費では、翌年度への繰越額346万5,000円が発生しておりますが、これにつきましては、引き続き附属資料において御説明いたします。

それでは、別にお配りしております平成24年度決算特別委員会附属資料をごらんくださ

い。

1ページをお願いいたします。

平成23年度繰越事業調べでございます。

これは、熊本市の政令指定都市移行に伴う通信指令システムの改修に当たり、政令指定都市への移行日後に調整作業が必要であったことから23年度内に完了ができず、24年度予算として繰り越したものでございます。

次に、2ページから3ページをごらんください。

平成23年度収入未済に関する調べでございます。

収入未済の内容でございますが、先ほど歳入に関する調べでも触れましたとおり、放置違反金に係る延滞金や放置違反金、また、交通情報板損壊に係る損害賠償金や6件の交通事故等に係る損害賠償金、それに恩給の過払い事案の未収金でございます。その合計額は1,944万2,000円となっております。

収入未済の解消につきましては、滞納者に対する電話や戸別訪問による催告を継続的に行うなど徹底した徴収促進に努めてきた結果、過去3年の収入未済額の中では最も少ない金額となっているところでございます。今後も、引き続き未収金の回収に取り組んでまいります。

次に、4ページをお願いいたします。

平成23年度不納欠損に関する調べでございます。

放置違反金の不納欠損で、7件、8万1,000円でございます。

放置違反金制度は、平成18年度から開始され、平成23年度で5年を経過いたしました。このため、地方自治法第236条第1項の規定に基づく消滅時効により、平成23年度に初めて不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

平成23年度県有財産処分一覧表でございます。いずれも、今後の用途につきまして検討を行い、売却を行ったものでございます。

以上で決算資料の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で警察本部の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○荒木章博委員 交通安全のいろんな施設の整備というのは、議会でも、決算委員会でもよく言われていることなんですけれども、信号機初め、いろんな対策については、熊本県はたしか全国でも下位のほうで予算が計上されておるといふふうに聞いておりますけれども、そういったところの対策あたりはどういうふうに考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

もう1点は、先般、校区の防災対策ということで、熊本市が指定をして大がかりにやったんですね。もちろん消防、県警、地域住民、安全協会も含めて、そういう対策について、防災に対する対応ということで、地域住民が300人ぐらい来て、大がかりな自衛隊のヘリも使ってやったんですけれども、そのときにパトカーが1台来ていたんですけれども、非常にもうパトカーに穴のあいとつとですよ。城西校区ですけれども、そのときのパトカーが穴があいて、そしてこう上から見たらシートまで破れとつとですね。これではちょっと、対応が実際こういうのでできるのか。やっぱり皆さん見てびっくりされておるような状況なんですよ。だから、パトカーの耐用年数なんかも含めて、どういうふうに考えられているのかというのをちょっとお尋ねしたい。

○浦田交通部長 まず、交通安全施設の整備状況についてということでございます。

荒木先生から御指摘のありましたように、交通事故を防止するためには、やっぱり交通安全施設の整備充実というのが一番大事なわ

けでございます。ハード的にまず事故を抑えるということで、施設の中には、信号機ですとか標識ですとか横断歩道とかいろいろあるわけですが、御案内のように年々県の予算も少なくなってまいりまして、十二分に現在のそれに対応できているかと申しますと、なかなかそれは、当然のことながら、いかないところがあります。

ですから、どうしているかということですが、当然のことながら予算の効率的な執行というところで、例えば横断歩道とか、あれ塗りかえたりするんですけれども、どうしても左折したりするところはすり切れて摩耗して消えてしまうところが結構ございます。ですから、そういうところは、その部分だけ、その一本全部引くのではなくて部分だけ修理するとか、それから信号機とかにつきましても精査をしまして、設置する数がわずかなものでございますから、どうしても安全対策上必要だという優先順位をつけまして、その中から予算の範囲で順次整備をしているということでございます。

それから、標識につきましても、かなり老朽化しているところ以外は、ある程度視認性が確保できるというようなやつはもうちょっと先に延ばそうかというふうなことで安全施設の整備をやっていると、こういうところでございます。

以上でございます。

○荒木章博委員 それと、全国の——安全施設の更新については、かなり低いほうですかね。もちろん県警だけではなくて、県の財政のほうとの取り組みというか、対応しなきゃいけない問題なんですけれども、その点についてはどうですかね。

○浦田交通部長 今先生がおっしゃいました更新といいますのは、例えば信号機の耐用年数がそろそろ過ぎていたりとか、そういう更新

率といえますか、そういうふうなことなんでしょうか。

○荒木章博委員 そうです。

○浦田交通部長 確かに、テレビ等で報道されましたときには——その調べ方にもよると思うんですけども、相当熊本県の場合は我慢して、そういう信号機を動かす制御器とかコンピューターの部分がありますけれども、そういうのも我慢して使っていると。

あるいは、信号柱につきましても、県では約2,000本ほどありますけれども、これの耐用年数が40数年ありますけれども、それにそろそろ耐用年数が来ているというのが確かにありました。

そこで今回、来年度予算等につきましては、そういう老朽化している信号柱ですとかそういうのに新規予算からちょっと削ってでも、そっちにある程度回して更新率を高めていこうというふうに考えております。

当然のことながら、信号柱あたりが折れたり倒れたりしますと、これは大きな2次災害になりますので、そういうところで順次予算の範囲内で整備率を、更新率を高めていこうというふうにしているところでございます。

○荒木章博委員 ぜひ、パトカーも一回ぜひ見ていただきたいと思うんですけども…

○吹原警務課長 警務課長の吹原でございます。

公用車の車両の関係については、警務課の装備の関係でございますので、現状について少し御説明させていただければと思います。県警では、全体で四輪車が893台、それから二輪のほうが323台で、1,216台というのが、公用車として管理をしております。

そのうち、四輪車の893台に関して、約6

割5分から7割近くは国費での車両でありまして、3割ちょっとが県費対応と。それから、二輪車の323台につきましては、全て県費のほうでの対応で購入しているという状況でありまして、それぞれ国費と県費の更新時の関係では、耐用年数、それから走行距離という形の中で、非常に傷みが激しいものとか、その期限が来ているものについて計画的にずっと運用している状況でありますので、荒木先生がごらんになったというものは、非常に耐用年数が間近に来ていて傷んでいて、現場で活躍しているものかどうかということとは——それぞれ各所属のほうにおきまして、現状の活動状況に耐えられるものかどうか、あるいは非常に古くなったものは一応輪転をしながらという装備系の運用も考えておりますので、現時的には、そういう定期的な基準に基づいて、随時傷んだところについての更新というものは、限られた予算の中でも精いっぱいやっているという状況でありますので、また現場の状況については確認をさせていただきたいと思っております。

○荒木章博委員 最後出ていかれたんですけども、本当にひどい煙で、ぶわぶわぶわわしていくような——今新聞あたりでも、夕刊の「もしもし」でも、暴走族の対応とか——あれ、暴走族を追いかけていっても車のほうが心配で、やっぱりああいう何百人という地域住民が集まるときには、パトカーが1台置いてありますと、みんなやっぱりそれを見ていくわけですよ。ですから、非常にやっぱりそういうところの国とのかみ合いもありますけれども、その予算の執行あたりも調査されて、ぜひ整備を図っていただきたいというふうに——やっぱり備えが、物がないと動かないから、ぜひお願いしたいと思っております。

引き続き、委員長、もう1点お尋ねして、あとはまた最後にお尋ねしたいと思います。

今、全国でも話題になっております誤認逮

捕で、遠隔操作とかそういうのが実際起きているということで、新たな犯罪というか、新たな機種対応の仕方がやっぱりあるんじゃないかなというふうに思いますし、サイバーテロについても、いろんな、中国からとか韓国とか、そういうサイバーテロを受けたり、企業間でも迷惑しているようなこともたくさんあるんですけれども、そういったところの県の対応というか、国の機関との連携とかいろいろやられるでしょうけれども、そういう予算執行の上において、やっぱり緊急かつ——こういうものは、誤認逮捕なんていうのは本当にあっちゃならない、これは大変な問題だ。また、誤認捜査というのもあってはならないわけですが、そういった的確とした熊本県警としての対応というか、そういうあたりは、予算面とかなんとかも含めてどう考えていかれているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡生活安全部長 生活安全部長です。

サイバーテロの関係、誤認逮捕の関係でございますが、事件に対しましては、各事件監理の担当が違いますので控えさせていただきますけれども、サイバー関係ということで、サポートしている関係で発言させていただきます。

誤認逮捕に関しまして、当県で調査しましたところ、それのおそれのある事案というのは、20年以降は発生していないという状況でございます。

こういう事案につきましては、サイバー空間における犯罪につきましては、やはり高度化しているということで、各捜査員に対する教養の徹底、それと関係機関との、部門との連携強化。それと、県民の皆様方には、そういうサイバー空間における脅威といいますか、そういうふうなところの啓発活動等にも力を入れていきたいというふうに思っております。

予算面につきましても、ウイルス対策のソフト導入とか、パソコンの導入とか、計画的に行っておりまして、随時、引けをとらないように対応をとっていきたいというふうに思っております。

先ほど、新聞でも大きく報道されておりますけれども、フィッシング行為ということで全国初の検挙を県警がやっているということで、能力的には高いものがあるというふうに思っております。これに合わせるような装備、資機材の充実も図っていくようにしております。

以上でございます。

○荒木章博委員 じゃあ、熊本県警としては、ああいう専門的な対応機種とかいうのは、もうそろっているということで認識してよろしいですか。

○岡生活安全部長 それなりの資機材はございますけれども、これに対しましては年々進化しておりますので、それに対応する機種というのはそれぞれがございますので、それに応じたところの予算要求については随時やっていきたいというふうに思っております。向こうのほうが進歩するに応じたところの装備、資機材の拡充ということで努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○荒木章博委員 もう1つ、最後に。

今、実際、暴力団のやっぱり対応の仕方というのが非常に問題化されておりますけれども、熊本県警には機密費という一つの調査費用等がありますけれども、そういったものもやっぱりフルに活用しながら対応していかなければ、こういう犯罪というのは撲滅しないと思うんですよね。正当なやり方だけでは、これは実際私はできないと思うことで——過去にも私は、この機密費の問題についても、

当時の委員会的时候には、当時は徳永さんが警務課長だったかな、あのときにもずっと述べて、やっぱり積極的に対応すべきだと、こういう暴力団とか、いろんな人たちを恐れることなく、そういうのを対応しなければ——公開することによって大変なことになるんだということで訴えたことがあるんですけども、こういう——今特に九州は、北のほうでは大変な事件が起きて住民を巻き込んで、一昨日も暴力団の暴力に対する、対応の決起大会に本部長が出席されて御挨拶されたように聞いておりますけれども、そういった暴力団の対応の仕方、対応についてちょっとお尋ねしたいと思います。予算を含めたですね。

○堀江刑事部長 刑事部長の堀江でございます。

暴力団に関しましては、先般10月30日に暴力団対策法の一部改正等もございましたし、また、県の条例のほうも随分整っておりますし、各市町村でも条例を制定していただきまして、今県内全体が暴力団に対抗していくというような機運が非常に盛り上がっているというところでございます。

予算につきましても、いろいろ、暴力団対策の周知でございますとか、それからいろんな暴力団に対する対応要領の講習であるとか、あとポスター等も張っておりますし、またあと熊本市の繁華街地区、あそこから暴力団事務所をみんな撤退させるとか、そういった対策も、いろんな予算等もいただきまして非常に積極的にやっているところでございます。

あと、暴力団の関係は、飲食店等につきましては、標章制度というのを条例のほうで設けてもらいまして、暴力団立入禁止というような標章もやっております。

そういったことで、今県警としても、いろんな各種団体、それから企業の方々とも連携を図りまして、非常に対策に力を入れている

ところでございます。それなりに効果も、繁華街から暴力団を余り見かけなくなったといった一定の効果も今感じられているところでございまして、今後も、県内の皆さんと一緒に連携しながら、暴力団を排除するというところで力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 熊本は、非常にそういうふうによく対応ができて、住民との連携やうまくいっている。各署あたりの対応がうまくいっている。ただ、北九州を初め、工藤会、いろんな抗争が起きておりまして、非常に検挙できない。それで、ステッカーを張っているんだけど、ステッカーも剥がさなきゃいけない。住民に危害が加えられる。電話がかかってくる。そういうふうにして、非常に全国民が、一県ですけれども、心配、不安になっている。そうすると、各県のそういう暴力団あたりが、ちょっとやっぱりしのぎというか、そういうのが非常に厳しくなっていますから、そういうのに助長して——対応ができないように、今後も部長さんを中心として対応していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○早田順一委員 先ほど、荒木委員のほうから、交通安全対策整備の件と警察の車両の件でお話ございましたけれども、この歳出のほうの13ページに装備費で不用額が1,744万4,000円出ている件と、それから14ページの活動費の不用額ですね。その生じた理由の下のほうに車両等購入費、それから交通安全施設整備費等の執行残というふうに書いてありますが、こういったものが残っているのであれば、先ほどの話が出ておりましたけれども、そういったものになぜ使えなかったのか

をちょっとお尋ねします。

○赤星会計課長 赤星です。

ただいまの御質問、13ページの不用額ですね。このような不用額が生じておりますけれども、先ほども御説明しましたように、装備費の1,744万については、車両修繕費等の執行残でございます。また、このようなもので不用額を生じました点につきましては、流用等で対応されたりしているところもございません。

○西郷警察本部長 装備費等の、あるいは警察施設費等の執行残であります。正確に確認はいたしますけれども、多くは入札時の予算額と実際の入札額で決まりました購入費等の残額、これが累積をしてこういうような結果になっているものだというふうに整理しております。

○早田順一委員 車両の修繕費については、さっき荒木委員から話が出たものですから、ちょっと不思議に思いました。何か組織の中で、例えばさっきの車両の話にしても、なかなか、上に上げてみてもやっぱり予算が厳しい厳しいということで上から制御をされておられるから、こういった残でぎりぎりまで使ってやっていこうというお考えではないかなというふうに思いました。

ただ、交通安全施設整備なんですけれども、やっぱり先ほど本部長もおっしゃいましたけれども、毎年、年々予算が削られているということでありましたが、ただ、こういった不用額が出ると、そういったものにも回せないのかなという思いがしております。

去年の決算委員会の中でも、例えばそういう信号機あたりの整備も、市町村も負担をしてもいいんじゃないかという話が出ていたというふうに思いますが、それは法律上できないということでもありますけれども、せつかく

——そういう交通安全整備というのは、結局県民の方が結構望んでおられることでありますので、そういった意味で、こういった不用額が表にこういう1億6,000万も出るのであれば、何か少しでもそういったものに回してほしいという思いがございましたものですから、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

○黒岩警務部長 今先生御指摘の執行残云々の話ですけれども、先ほど本部長から話がありましたように、基本的に予算につきましては、こういう計画でこういう事業をしたいという形で予算をいただきまして、それについて執行すると。車の購入であれば、例えば今お話ししたように、予算上よりも安い価格で車を購入できたと、競争入札によって。そういう場合に執行残が生じるという形でございます。

それにつきましては、こういう形で、額としてたまる形もありますし、今後、今先生の御指摘もいただきましたので、それが有効に活用できるのかということは検討していくこととなりますが、県の当局ともお話をしなければいけないのかなというところではございます。

予定をしているものがつかなかったということではないということをお理解いただければということが一つでございますし、あと、修繕の関係につきましても、委員の御指摘がありましたような形で、しなければならぬものをしないということではないというふうに認識はしているところでございます。

購入に関しては、先ほど言いましたように、国費と県費の車両の別もありますし、それと使用目的よっての優先順位づけを——先ほど、荒木先生のお話もありましたように、暴走族を追いかけるのにそういう古い車ではという形のこと当然ありますので、それについては、新しい車から優先的に配置を

していくというふうなことで対応しているところでございます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 信号機について、余ったお金を利用できないかというような質問だったと思いますが、それに関しては。

○黒岩警務部長 信号機についても、同様の理解、先ほど言ったとおりで、計画していたものがつかなかったということではないものですから、それについて、執行残という形で出たものについてどう活用できるのかということは、県当局と相談しながら、また検討していきたいというふうに思います。

○早田順一委員 ということは、例えば余った分は翌年の予算で、例えば信号機の個数がふえるとか、そう単純な話じゃないわけですかね。

○赤星会計課長 赤星でございます。

不用額、余ったものにつきましては、財政課と協議しながら、当該年度のうちに、ほかで流用できるものについては流用させていただくということで話をつけているところでございます。

○池田和貴副委員長 済みません、ちょっと関連してなんですけれども、多分、今の議論を聞いておりまして、歳出に関する資料が警察活動費で358億、これ一括で、この一覧だけで出ているので、なかなかやっぱりわかりづらいんじゃないかという気がするんですよ。

例えば、警察のほうはなかなか表に出しにくいところがあるというのは承知をしておりますが、少なくとも部ごとか、もっと少し資料が出てくればわかりやすくなるんじゃないかと思うんですよ。

ここで見ていると、多分これだけでは、私たちが見ても多分——358億の予算額、支出済み額が341億で、どの辺に不用額が生じたのかというのが、なかなかこれだと幾らぐらい生じたとか、その辺がわかりづらいと思うんですよ。

例えば、執行残だったりとか、人件費をどれだけ一生懸命削減したかとか、どの部でどれぐらいしたのかというのがちょっとわかりづらいので、この辺の資料の作成の仕方もし考えていただけませんか、というのが、ちょっと私が今感じたところだったんですけども……。

○西郷警察本部長 やや資料が少ないという御指摘でありまして、その執行残が見えにくいということでもありますので、もう少し資料の作成の仕方とか、どういう理由で執行残になったかというのは、もう少しはつきりわかるように工夫をしたいと思います。いろんな契約で執行残がそれぞれ出るといものが累積をしたものではあるんですけども、その中で県財政当局とも協議をしながら、一定の範囲で同種の事業に対して流用して、可能なものについては、その範囲で流用はしておりますが、それでもやはり余り違い過ぎると予算を設定していただいた趣旨にも反しますので、そこまではできないというような、そういうことを一つ一つ整理をしながらやった結果がこういうような結果ということですが、その辺が少しわかりにくいということは、確かにこの資料を見ると一括して計上してありますので、少しそういうところは確かにあるかなというふうに思います。もう少し資料の作成の仕方を検討してまいりたいと思います。

○池田和貴副委員長 今本部長からおっしゃっていただいたように、決められたルールの中できちんとやっていらっしゃるというふう

に思うんです。ですが、そこがやっぱりこれだと、質問をして答弁をいただいてもなかなかわかりづらいというところがございますので、やられていることに対しては、私たちは敬意を払いながら、やられているということは承知をしておりますが、そこがもう少しわかりやすくやっていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○佐藤雅司委員 流用とかそんな話が出てきておりますけれども、要は予算が決められて、例えば車両のあれとか、それから要するに交通安全施設整備とか、いろんな話が——県民の要望も強いわけですね。皆さんの話は、ぜひそうしたことが、不用額が相当生じておればできないかというような話ですけれども、皆さんの肩を持てば、恐らく財政当局と、予算がこれだけ何カ所と、あるいはこれだけというふうに決められて、執行残はこれだけあったと。本来であれば、流用じゃなくて、補正かなんかでもう一回——これくらい執行残があるわけですから、財源そのものはあると。だから、補正でできませんかと言っていけば、できると思うんですけれども、またこれが財政当局の壁があるというようなことかなという感じがするんですね。

したがって、会計の皆さん方も、予算を扱っている皆さん方も大変だと思うんですけれども、我々もすっかりそういったところは言っていきたいと思うんですけれども、ぜひ財政当局ときちっと対峙をしながら頑張ってほしいなど。そんな印象を私はその中で思ったんですけれども、もしそれで何か反論があれば、何かお願ひしたいと思っておりますけれども。

○西郷警察本部長 佐藤先生の御指摘に対してですけれども、確かに必要な事業が生じた際には、その都度補正予算をお願ひして対応しなければならぬかなというふうに思いま

す。

今年度に関しても、6月の補正で、一定のものについて補正でお願ひをしたりしております。そういうことにつきましては、その都度その都度必要性を検討しながら対応しているつもりではありますので、今後、そのような順次必要なものは補正予算であってもお願ひをしていくということは積極的に考えていきたいというふうに思います。

○佐藤雅司委員 ほかの点でよろしいですか。

附属資料の5ページでございますが、グラント肥後についてですが、警察共済ということで、施設で、私は全国的なものかなというふうに実は感じたわけですが、ここに県有財産の処分ということで出てきて、7億数千万のいわゆる処分の額が決定したということです。非常に、いろんな学校共済とかいろんな共済施設が今そうした憂き目にあっているわけで、警察署としても意外と困られとつとかなど。しっかり使い勝手がいい施設であったのに、そして地域経済にも貢献してきたのに、何で処分だったのかなど。

このいわゆる設立の趣旨ですね。設立、いわゆるこれを建てたときの趣旨のことが、目的が完遂されないままに処分ということになった。景気が悪いと言えばそれまでですけれども、何かちょっと腑に落ちないなという、皆さん方もちょっとじくじたる思いがあるのではないかという感じがするんですが、そこはいかがでございましょうか。

○高宮厚生課長 厚生課長の高宮でございます。

グラント肥後が閉館になりました理由といいますのは、平成15年度以降、利用者数の減少によって赤字がもう連続しております、いろいろ赤字を立て直すための再建計画等もやりましたけれども、どうしても再建の見込

みがないということで、やむなく閉館するということになりました。

これに関しましては、まさにおっしゃいますとおり職員のための施設ということで当初建築されたものではありますけれども、このまま赤字を継続していくということでは、基本的に独立採算が原則ということになりましたものですから、どうしても閉館せざるを得なくなったというのが現状です。

○佐藤雅司委員 警察職員共済組合からの補助あたりも、それから国の補助あたりも入っていたんじゃないかと思うんですけども、そうしたことでの了解も得たということでしょうかね。

○高宮厚生課長 おっしゃられますとおりで、実際に閉館ということになりましたら、その整理資金等の補助も得ておりますけれども、基本的に共済組合本部のほうからその資金等は出ておまして、その共済組合の本部から了解を得た上で、指導のもとに閉館もっていったという状況であります。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 恩給制度についてちょっとお尋ねですけれども、年金と恩給と分けていますから、当然年金とは違うんでしょうけれども、簡単に概要、制度を教えてください、その中で過払い金というのが出ているんですけども、認定時に間違っていたのか、支給後に要件に該当しなくなったのか、その点と、あと歳入をしていますけれども、歳出というか、私、制度としては、年金も恩給も国の制度かと思っていたんですけども、国庫返納金がないということを見ると、県独自の制度なのかなと思ったんですが、その点ちょっとお尋ねしたいと思います。

○高宮厚生課長 まず、年金制度と恩給制度の違いを申しますと、昭和37年の11月末までが恩給制度で運用されてきております。その後は共済法ができましたので、退職共済年金ということで、恩給の期間も含めまして退職共済年金ということで支給がされている状況であります。

まず、簡単な制度で申しますと、以前は一切、負担金、職員の掛金等がなく恩給ということでされておりました。37年12月1日以降からが共済年金ということに変わしまして、いわゆる行政と本人の負担ということで、半分ずつということで年金制度がスタートしております。ただ、恩給制度の期間も既得権ということであわせて支給をしております。

まず、恩給に関しましては、基本的には行政、県のほうで、自治体が持つということになっておりますので、その予算というのは全て県費で賄っておりますので、歳出には、恩給を支給される方、もしくは恩給の支給期間を取得して今現在年金をもらわれている方に対して、どうしても支出は伴うということになります。これに関しましては、県費ということになります。

その県費、恩給の支給だけを受けられた方が過払いになっていた状況というのが、この事案のもとでありまして、もともとは年に1回、その方の生存と住所地の確認をしております。その確認をして——平成19年に確認をしたときも、住基ネットが整備されておりましたので住基ネットによる確認を行っていたところなんですが、その後、御本人が亡くなられまして、基本的に御本人が亡くなられた場合は御遺族の方が死亡の届け出をしていたと、これが原則となっております。ただ、これがなされておらずに、その住基ネットで調査した後に転出をされました。その転出先というのが住基ネットに加盟されていない自治体だったものですから、生存という回答が住基ネットの回答で回収されたというこ

とで、その確認に基づいて支払いを継続しておりました。

ところが、その自治体が平成21年度に住基ネットに加入されましたことから、毎年の調査の中で死亡ということがはっきりわかりまして、そのタイムラグの部分が過払いとなりまして——お子様のほうが、払い込まれているのは確認はしておられたのですが、届け出をされずに、こちらのほうから確認をして、わかりましたということで、現在は、毎月、お仕事の関係でも収入が余りおありじゃないものですから、2万円ずつ毎月納入通知を発行して、返還をさせていただいているという状況であります。

○西聖一委員 よくわかりました。

住基ネット活用ということで、これは国の制度を活用しながらしていくんでしょうけれども、そのタイムラグもあったということもよくわかりますが、私の個人的な意見として、警察の方々はやっぱり警察一家というぐらいいっしょにしております、OB組織もしっかりしておりますから、葬儀なんかに行くと必ず来ておられますから、そういうところからきちんと情報収集していけば、そういう住基ネットに頼らなくても未然に防止できるのかなと思いますから、そっこのほうできちんとしたほうがいいんじゃないかなとは思っていますので。個人的な意見です。

以上です。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 先ほどの池田副委員長のお話とちょっと関連をするんですけども、私も警察本部の決算説明資料を見て非常に違和感があったのは、目次を見ても歳入は11ページ、歳出が2ページということで、歳入については、特に6ページなんかは自動車運転代行業認定証再交付手数料予算現額1,000円か

らきれいに列記をさせていただいているわけなんですけれども——もう一度確認ですけれども、歳出に関しては、もう少し詳しく資料作成というのは可能なかどうかを、もう一回ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○赤星会計課長 会計課長の赤星です。

委員の御指摘のとおり、これ以上にわかりやすい資料を作成するように今後努めてまいります。

○前田憲秀委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、先ほどからお話があります警察車両の耐用年数とか含めてなんですけれども、この歳出の中で日ごろ私いろんなお話を聞く中で、今若い人というのはなかなか運転免許も取らず車も乗らないという中で、警察官の中でも緊急車両を運転して非常に危険な運転も伴う、そういった場合もあると思うんですが、例えば若い人に運転技能をしっかりと充実させるだとか、そういった予算は、こういう歳出の中にあるかどうか、ちょっと確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○黒岩警務部長 お答えいたします。

基本的には、先ほどお話ありました、若い者が、免許離れが進んでいるという形のことには認識しております、先ほどからお話ししておりますように、今、公用車の交通事故防止という形でも、その若者にターゲットを絞って各種技能教習検定と。技能の、うちの施設を使って利用をしての教習所もありますし、検定もやりますので、そこでの練習をしていると。それ以外にも、場合によっては施設を借りての走行練習等も行っておりますので、その分の措置をしているということでございます。

○前田憲秀委員 そういったのも、私は、もう大いに——やっぱり命を張ってされているわけですから、遠慮なく、こういうところに使っておりますというふうに主張できるように資料もつくっていただいているのかなというふうに思っておりますので、要望させていただきたいと思えます。

それと、あと1点だけいいでしょうか。

12ページの賠償金未払いのためということで収入未済1,300万円余、件数はどれぐらいかわかりますでしょうか。大体でもいいんですけども、どれぐらいの件数があるのか。

○赤星会計課長 会計課長の赤星でございますが、先ほど申し上げたとおり6件でございます。

○前田憲秀委員 以上です。

○高野洋介委員 別冊の資料の4ページの不納欠損の7件なんですけれども、私は主に自動車の違反金だと思うんですけれども、その方は免許更新とかはされないんですか。放置違反金というのが、自転車なのか車なのかというのがちょっと気になっているんですけれども……。

○赤星会計課長 車に対するものでございます。

○高野洋介委員 じゃあ、その違反金をまだ払っていらっしゃらない方々は、免許更新等はされていないんですか。

○赤星会計課長 放置違反金につきましては、制度が車の所有者に責任を負わせるものでございまして、この、車の所有者につきましては、次の車検等ができないような措置がございまして、駐車違反としての行政処分を課す運転者に対するものではございません。

○井手順雄委員長 関連して、浦田交通部長。

○浦田交通部長 交通違反金についてちょっと補足説明いたしますと、御案内のように交通違反をしますと切符を切るわけですけれども、青切符、赤切符ありますけれども、青切符の場合は、そこで交通反則金というのを納めれば、そこでもうそれで終わり、もちろん点数は引かれますけれども。あと、この方がなかなか納付期限になっても納められないという場合は、今は車の持ち主、運転者じゃなくて名義上の所有者、この人に対しても今度はこういう放置違反金の請求をすることができるということで、どちらか早く払ったほうから取れると。

それをずっと引っ張って、両方とも払わないということになりますと、これは督促をしたり、さっき出てきましたけれども、徴収に行ったりするわけですけれども、どこに行ったらかわからぬということもありまして、それがずっといきますと、その登録されたナンバーの車を車検するときは、もう車検ができませんよという制度になっております。

したがって、運転免許そのものでなくて、その車を使えなくするという制度で行っております。したがって、運転免許は、これには関係はないということに……。

○高野洋介委員 そこで、ふと思うのが——そこで違反をしているわけですよね、その運転者が。その車両で違反をして、そこで違反金も払わないというのが5年続いて時効で消滅する。これは制度としてわかるんですけれども、なんか泣き寝入りしたほうが——5年間たてば、車両が使えなくて、ほかの車両は使えるわけですから、その運転者は。ですから、そこは私ちょっと腑に落ちない点があると思うので、そこは、今後——ここでどう

のこうの言っても始まらないんでしょうけれども、ある程度そこら辺のルールを皆様方ずつってらっしゃるんでしょうけれども、そこは厳しく私はしないと、泣き寝入りする方々が出てきたときに、当たり前になっている方々がちょっとばかを見るんじゃないかなと思いますので、そこは厳しく、私はこういう件数がふえないようにやっていただきたいというふうに思っております。要望でいいですので。

○浦田交通部長 泣き寝入りというのは、どういう……。

○高野洋介委員 だから、違反をしているわけですよ、実際。実際違反をして切符は切られていないんですよ、7件。（「切られている」と呼ぶ者あり）お金は払っていないということですよね。だから——普通、どっちもですよ。（「居直りたい」「逃げ得という意味」と呼ぶ者あり）

○浦田交通部長 これは、逃げ得できませんように私たちもそういう徴収員というのを雇っておりますし、場合によっては、警察官が住所を調べて行って、こういうことですから納めなさいということもやっております。ただ、どっかに住所を引っ越しておらんごつなつたと、どこにおるかわからぬというような場合は、結局そうになってしまうと。それ以上は追求の方法がありませんから。ただ、そのときに違反に使われた車については、もう次の車検ではこれは使えませんよということで、その違反に使われた車両はもうだめにしちゃうわけですね。

ですから、おっしゃられるように、そういう人が別の車を例えばいっぱい持っているとかということになれば、そこまでは法の対象ではありませんので、ですからそこはちょっと追求はできないという。それはやむを得な

いのかなと。ただ、逃げ得できないように、私たちも再三徴収したり夜間に行ったりして逃げ得は許さぬということはやってということとは事実でございます。

○西岡勝成委員 収入未済額については、先ほどからありますようにいろいろな方法で徴収をされているんですけども、専従で何人かその職についておられるんですかね、収入未済額の解消についての。

○浦田交通部長 現在、1人の方を嘱託といいますか、臨時で採用してお願いしております。そのほかに、警察官も——警察官が取り立てに行くのも妙なぐあいですがけれども、そういう逃げ得は許さぬというところで努力はしております。

○西岡勝成委員 私も各部局に尋ねているんですけども、同じような質問で。費用対効果を考えると、結局160何万、要するに昨年よりも減少しているという流れの中で御苦労も多いと思いますけれども、やはり費用対効果も考えていかないと、なかなか金かけて——数字的には出てきませんよね、その数字というのは。出てこないけれども、費用がかかっているわけですから、その辺を考慮しながらやってほしいということと、もう1つ、現年度分で23年度170万4,000円ありますよね。これは大体何%に当たるんですか。（「どこですかね」と呼ぶ者あり）附属資料の2ページ、現年分で170万4,000円というのがありますが……。

○井手順雄委員長 わかりますか。

○西岡勝成委員 決定額の何%に当たるのかな。

○岩本交通指導課長 交通指導課長の岩本で

す。

これにつきましては、約2.5%ということ
でございます。

○井手順雄委員長 いいですか。

○西岡勝成委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ところで、ちょっとここ
で関連ですけれども、その3番目の、未済額
の状況の中で、その他に41件とありますね。
その他というのが一番多いんですが、これは
どういったその他なんですか。

○赤星会計課長 交渉及び調査中で、そのほ
かのいずれの項目にも該当しないというこ
とで、ここに計上させていただいているところ
でございます。

○井手順雄委員長 この41件は、調査が完了
後、この前のほうのやつに、例えば分納中と
か法的措置とか生活困窮とか、そういったと
ころに振り分けていくということの考え方で
よろしいですか。

○赤星会計課長 はい。

○井手順雄委員長 はい、わかりました。

ほかにございませんでしょうか。

○重村栄委員 1つだけいいですか。

済みません、ちょっと数値的なものじゃな
いんですけれども、東日本の大震災が起きま
して、広域災害ということに対する対応とい
うのが非常に危機管理で求められているん
ですけれども、昨年度の予算の中で、広域の災
害に対する県警としての組織あるいは装備、
そういったものに対する予算というのは、ど
んなふうに行われているのか、全くされて
いないのか、されているのか、ちょっとそこ

ら辺がわかれば聞きたいんですけれども。

○高橋警備部長 警備部長の高橋ございま
す。

広域災害につきましては、ほとんど、例え
ば福島への応援派遣、その他は全て国費で対
応しておりますので、これには計上されてお
りませんけれども、装備資機材で向こうに持
っていったりということにつきましては、平
成23年度におきまして378万円の補正予算で
いろいろ認めていただきまして、購入をした
ところでございます。378万円の補正をいた
だいたところでございます。

○重村栄委員 それは東日本絡みですね。そ
の後、東日本を抜きにして、例えばいろんな
原発の問題も含めて、広域的な災害をいろん
なことで今想定をされていますよね。そうい
ったことに対する備えも、今言われたその装
備費だけで賄っていけるあるいは賄える体制
ができていますということですか。

○高橋警備部長 警備部長の高橋ございま
す。

広域的なものにつきましては、要するに県
をまたぐものにつきましては、ほとんどが国
費対応でございますので、今言いましたよう
に、事前に準備できるものについてはいろいろ
お願いして予算をいただいているところで
ございます。

特に来年度につきましては、24年度はほと
んど認めていただけなかったんですけれど
も、来年度につきましては、いろいろな装備
品を準備しておけるように今お願いをやって
いるところでございます。

○重村栄委員 それも国費だから、県費とし
ては余り必要ないということですね。

○高橋警備部長 そうですね、広域に関して

はですね。

○重村栄委員 もう1つ、県警の組織としては、どうなんですか。そういう広域災害に対する組織の対応というのは、組織の変更とかそういったことを含めて、あるいは人材の配置の問題とか含めて、そういったものはどうされているんですか。

○高橋警備部長 警備部長の高橋でございます。

広域災害につきましては、警察庁のほうから、今度は——今まで、広域緊急援助隊という部隊がございまして、刑事部隊と交通部隊と警備部隊というのがございまして、すぐ派遣するようになっていたんですけども、今回警察災害派遣隊という部隊をつくりまして、今まで広域緊急援助隊は、警備部隊、交通部隊、刑事部隊を含めまして40——ちょっと数がわからないんですけども、今度は広域緊急援助隊の刑事部隊を増加したのと、それから広域隊とは別に警備の派遣隊で管区機動隊の残りの人員54名ですかね、これを早急に派遣できるように改正しました。

それと、かつ1週間か2週間ぐらいしましたら——今のは即応部隊といたしまして、災害が発生したら直ちに派遣できるものが即応部隊、それから、1週間2週間後に今度は犯罪の抑止とか被害者の支援とかそういうのに派遣する一般部隊という部隊を、現在編成をもう済ませているところでございます。

○重村栄委員 その辺については、予算措置というのは来年度以降——今年度は、別にあっていないわけですかね、来年度以降ということですかね。

○高橋警備部長 警備部長でございますが、予算措置につきましては、恐らく事後の対応という形にならざるを得ないと。要するに、

派遣する場合とかは、もう全て事後対応の国費という形になると思います。

○重村栄委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○池田和貴副委員長 今の重村委員に関連してなんですが、中央防災会議で、今年度に東南海地震の津波想定が発表されました。本県では、最大3メートルから4メートルということで、東シナ海側はそう影響はないんだろーうということだったんですが、日向灘ですね。向こうの方は、かなり、10メートル20メートルの津波が来るんだろーうという想定があったんですが、もしそうなった場合に、熊本は被害を受けないとしても、九州の太平洋側が被害を受けた際、どういうふうに九州内とかまた全国的にその辺をバックアップしていくというようなのは、例えば警察本部同士とか、全国的には何かそういう話というのはされているんでしょうか。

○高橋警備部長 警備部長の高橋でございます。

今おっしゃられたことについては、まさしく先ほど申し上げましたように、警察庁のほうで全国的な部隊というのを即応部隊と一般部隊ということで——即応部隊については、これまで約5,000ちょっとぐらいだった人間を1万人に、1万人を直ちに派遣できるようにというふうにしております。ですから、万が一宮崎とかでありましたら、九州だけではなく全国から応援派遣に来るというふうなシステムに現在なっております。

○井手順雄委員長 ほかにございませんでしょうか。

○重村栄委員 もう1ついいですか。

子供の非行防止という観点からの質問ですが、最近携帯絡みのいろんな犯罪が多くなっていますし、また、それに子供がかかわって巻き込まれているという件も非常に多くなっているような気がするんですけども、ここ最近の携帯電話絡みの非行の問題、子供のかかわっている事件の問題、こういった傾向は、どんな傾向にあるのでしょうか。それと、警察として、こういった問題に対してどういうふうな対応を今、されているのか、その件についてお聞きしたいんですが。

○岡生活安全部長 生活安全部長の岡でございます。

携帯にまつわる非行といいますか、サイバー空間といいますか、フィッシングにおきましても、これは大阪の中学生の犯行でございます。携帯では、非行といいますか、出会い系サイトを利用したところの熊本県条例違反とか、そういう被害になるおそれがあるというような事案が非常に増加しているようなところでございます。

このために、数的には、福祉犯も、サイバーに対する被害状況といいますか、それもふえておりますけれども、フィルタリングの普及とか、そういう学校に対する教養、保護者に対する啓発活動というのもやっております。サイバー被害防止講話の実施ということで、23年は546回、対象者は8万7,000人以上とか、そういうような対策をやっているところでございます。

サイバー空間というのは、今度のフィッシングの関係の新聞報道あたりを見ますと、自分の力を試してみたいとか、そういうふうなところもございまして、こういう情報につきましては、学校関係に対しましても情報提供いたしまして、教育関係、学校と連携しながら、未然防止とか使い方とか、そういう普及にも努めていきたいというふうに思っております。

数的なやつが必要でございますれば、また後で御報告させていただきたいと思いますが、よろじますか。

○重村栄委員 後でいいです。

○井手順雄委員長 ほかに。

○荒木章博委員 今、外国人の犯罪というのは、熊本の場合は増加しているんですかね。

○堀江刑事部長 外国人犯罪につきましては、平成18年から全国的にはやや減少傾向にありますけれども、グローバルな国際犯罪組織といったものが日本に浸透してきておりますし、犯罪の組織構成員の多国籍化というふうなことで、いろんな国の人間が入ってきておりますし、この問題につきましては非常に脅威というふうに考えております。

外国人犯罪の検挙件数につきましても、一応ここにあります資料では、平成21年ごろが全国で2万8,000弱ぐらい検挙されておりますけれども、23年の暫定では1万7,000ということで、件数的、人員的にも減少はしておりますけれども、ただ、内容的なものがやはりいろいろ変わってきているという印象は受けております。ですから、ちょっとその辺の対応状況は、それぞれ個別に対応を変えていかなきゃいけないんじゃないかなという現状でございます。

○荒木章博委員 今、熊本県警に、語学というんですか——前、私が仲人した男の子も中国に出向でしばらく語学の勉強に行ったりした子もいたと思うんですけども、そういった中国語とか韓国語とか英語とか、そういう語学のできる人がどのくらい実際熊本県警はいらっしゃるのか。

それとあわせて、今いろんな外国等、ロシア、韓国、中国、こういった中で、日本を動

乱に招くような、そういういろんなことも考えながらやっぱり対応していかなきゃいけない問題がたくさんあると思うんですね。

そういった中で、九州新幹線も全線開通しましたし、どちらかというセキュリティチェックが割と少なく熊本に入ることができる。空港ではいろんなチェックができるんですけれども、高速道路も含めた——そういった外国人の語学のどういう今取り組みをされているのか、そこあたりをちょっとお尋ねしたいと思います。

○一ノ瀬組織犯罪対策参事官 組織犯罪対策参事官の一ノ瀬でございます。

ただいまの先生の件について、語学研修の関係、通訳の関係について回答させていただきたいと思います。

現在、語学研修に関しましては、中国語の研修、これで1名をシンガポールのほうに派遣をして1年間の研修をさせているところでございます。この積み重ねで現在、部内の通訳に特に中国語の需要が多いものですから、ふやしているところでございますが、部内の通訳人は14言語の103人、本年の春現在で、おる状況でございます。

また、部内だけでは語学の対応ができない言語もございます。ベトナム関係とかございますので、部外の通訳の関係も約30言語、199人の方に今、部外の通訳ということでお願いをしているという状況でございます。

○荒木章博委員 実際、人数あたりは大体どのくらい、わかる範囲内でいいんですけれども、例えば中国語とか英語とか専門分野があると思うんですけれども、もちろん向こうに行かれている、派遣されている、研修されている方は別にして、今聞きましたけれども。

○一ノ瀬組織犯罪対策参事官 再度お答えさせていただきます。

現在——部内の関係でよろしゅうございましょうか。先ほど、14言語、103人ということでお話をさせていただきました。このうち、英語が40、北京語が38、韓国語が10、広東語が2、タイ語が2、ベトナム語1、ロシア語3、フィリピン関係、これは1、スペイン語1、ポルトガル語が1、ドイツ語1、ウルドゥー語というんですかね、私ウルドゥー語はよくわかりませんが、済みません、これが1、アラビア語1、インドネシア語1の計103名でございます。

○荒木章博委員 英語は何名だったですかね。

○一ノ瀬組織犯罪対策参事官 40でございます。

○荒木章博委員 40だったんですね。はい、わかりました。

委員長、いいですか、引き続き。

それと、やっぱり今熊本市の場合は、北署、東署、南署ということで配置をされておりますけれども、実際、城南とか富合とか、政令市の関係で合併をしたということで、そういった場合に、有明海沿岸警備を含めた西の対応ということ、将来やっぱりこういうところも、今後対応の仕方を将来考えていただきたいなと思っております。これは要望です。

それと、もう1点は、委員長、いいですか、引き続き。

武道強化というのが、私は——今熊本県警は、銃剣対応術、銃剣術、いろいろありますけれども、過去4～5年前まで、かつては1部で熊本県警剣道部は優勝していたんですけれども、3部まで下がってしまったんですね。

そういった中で、前本部長だった中尾本部長が強化をしようということで、韓国のナシ

ョナルチームと熊本県警が対戦のときにも激励に行かれたり、柔道も激励に行かれたりして、武道強化ということで、全国チャンピオン、大学チャンピオン、高校チャンピオンを5人強化して——先般、2週間ぐらい前ですかね、飛行場に行きよったところが、どこ行くのですかと聞いたら、警察の大会に行きますと、1部を目指してまいりますということ、たしか4位に入賞して1部に昇格したと。これはもうかつてない、1部に昇格というのは、熊本県警、やっぱり力ある熊本県警がやっと復活したなど、そういうのが来ております。

一昨日も、私、全日本選手権で横で見えておりました、大阪府警の寺本あたりとも、熊本出身が高鍋ですね。それに内村、濱崎と。濱崎は私の、小学校時代の教え子ですけれども、そういった中で、熊本出身者が6連覇して、7連覇はできなかったんですけども、熊本出身者が、非常にそういう全国で、神奈川県警、大阪府警、警視庁あたりで活躍をする。

そういった中で、やっぱり熊本県警もそういう強化に向けていいメンバーがそろって、すぐすぐは1部で優勝することは、年齢のこともありますから。そしてまた、県出身の県警の山本選手も3回戦まで勝ち抜いていった。これはもう相手は優勝候補だったです。しかし、彼も延長で負けましたけれども、非常に今熊本県警のそういう武道強化のおかげで、やっと花が少しずつまた咲き始めたんですよね。

そういった中で、東署に武道場、東署が完成しますし、いろんな強化も取り組んでおられると思いますけれども——先般、岡山でも、岡山県警本部長みずから稽古をして、武蔵の大会には挨拶をして、夜の宴会も参加をされる。本部長みずから稽古をしてやられると。

西郷本部長は柔道ですから、剣道とは違い

ますけれども、そういったやっぱり部下を鼓舞する激励とか、強化とか、強化費とか、そういうのももっと私はふやして、遠征とか、そういう海外遠征とか——韓国もかつて世界一になったチームでもありますから、そういうやっぱり強化について今後とも取り組んでいただきたいと思うんですけれども、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○黒岩警務部長 先生から貴重な御意見を賜りました。

術科教養の重要性については、もう当然のことながら我々警察としては認識しているところでございます。今言われていましたように、各種強化を通じて、今後とも取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。今後とも御支援をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○荒木章博委員 最後に、すぐ花が咲くもんじゃないですけれども、そういった若い生徒というか、若い警察官が夢を見て熊本県警に奉職をしてくるわけですから、そういった武道国熊本がやっぱりもう一度1部で優勝できるように、今後とも御協力をお願いしたいと思ひまして、終わります。

以上です。

○岡生活安全部長 生活安全部長の岡でございます。

先ほど、重村先生のお話の件でございますが、数字的なやつについて御説明させていただきます。

福祉犯といいまして、少年が被害者となる事案につきましては、平成23年中170件、143人を検挙している状況でございます。また、被害児童121人ということで、そちらを保護しております。

出会い系サイトを利用したところの福祉犯の数字ということで、22年が42件、30名の検

挙、23年が65件、52名の検挙ということで、これにつきましては、児童買春・児童ポルノ禁止法、少年保護育成条例、児童福祉法、出会い系サイト規制法等が入っております、出会い系サイトを利用したところの被害実態ということで年々増加している状況でございます。

先ほど申し上げましたとおり、連携強化ということで啓発活動にも努めて、摘発はもちろんのことでございますけれども、そちらのほうにも力を入れたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井手順雄委員長 もうほかに、いいですか。

これで、警察本部の審査を終了いたします。

ここで、説明者の入れかえがあるため、5分間休憩いたします。どうも御苦労さまでございました。

午前11時37分休憩

午前11時42分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会等の審査を行います。

審査は、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

まず、会計管理者から出納局の決算概要の説明をお願いいたします。

東会計管理者。

○東会計管理者 会計管理者の東でございます。よろしくお願ひします。

平成23年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のあり

ました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、出納局関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

なお、指摘の内容につきましては、全文は読み上げず、その趣旨を申し上げた後、指摘後の措置状況を報告させていただきます。

各部局共通事項として、不適正経理の再発防止策については、着実に進められているものの、一部浸透していない面が見受けられるので、今後ともこれらの取り組みを一過性のものとせず、職員一人一人の法令遵守意識の徹底や組織的なチェック体制の強化など全力を挙げて取り組むことという御指摘でございました。

まず、不適正経理の再発防止に向け、職員一人一人の意識の徹底や会計に関する資質向上を図るため、新任担当者や会計実務担当者に対する会計事務に関する研修や、総務部で実施しています経験年数や職位等に応じた階層別研修に会計事務に関する科目を追加して研修を行ったほか、各職場において全職員参加による研修を行うよう要請し、各職場で実施がなされております。

また、組織的なチェック体制の強化につきましては、各所属において、毎月、事業担当職員及び会計担当職員による相互チェックの実施や支払い関係帳票を所属長まで確認させるなど、組織的に支出関係事務の進行管理を実施させております。

なお、その他の取り組みといたしまして、県庁全体での再発防止策の推進のため、知事部局、教育委員会、警察本部等による横断的な組織であります経理向上推進会議を設置するとともに、納品検査における責任の明確化のため、検査員の氏名等は自署により記載させております。

今後も、研修や指導等の取り組みを一層充実強化し、再発防止策のさらなる徹底を図ってまいります。

なお、個別事項として、出納局への御指摘

はございません。

続きまして、出納局の平成23年度の決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページの歳入歳出決算総括表により、概要を御説明いたします。

当局では、一般会計及び収入証紙特別会計の2会計を所管しております。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は32億8,700万円余で、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、予算現額35億7,300万円余に対しまして、支出済み額は34億5,700万円余で、不用額が1億1,600万円余となっております。

不用額の主なものは、収入証紙特別会計において収入証紙による手数料等収入を一般会計へ繰り出すこととなっておりますが、手数料等収入が見込み額を下回ったことによるものでございます。

以上が平成23年度決算の概要でございますが、詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○福島会計課長 会計課の福島でございます。

出納局では、定期監査における公表事項はございません。

決算特別委員会説明資料をお願いいたします。

2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてでございます。

諸収入の県預金利子につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

県預金利子の収入済み額1億5,893万5,000円は、歳計現金の運用に伴う利子収入でございます。

なお、会計課では、歳計現金のほか、各基金もあわせ一括して運用しておりますが、県全体では6億1,000万円余の利子収入がございました。

3ページをお願いします。

歳出についてでございます。

2段目の一般管理費の不用額は、主に時間外勤務手当の縮減に伴う執行残でございます。

3段目の会計管理費の不用額は、主に経費節減に伴う執行残でございます。

最下段の利子は、支払いに要します歳計現金が一時的に不足したときの一時借入れに伴う支払い利息でございます。

また、不用額191万8,000円は、一時借入れが見込みより少なかったことによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

収入証紙特別会計でございます。

まず、この特別会計についてでございますが、県では、許認可等の申請があつて、申請手数料を収入証紙により取っているものでございます。その収入証紙による収入を特別会計で一元管理しているものでございます。

歳入につきましては、収入証紙の販売額を計上しております。不納欠損額、収入未済額はございません。

上段の収入証紙の予算現額と収入済み額の差1億2,267万6,000円は、売りさばき人への販売額が見込み額を上回ったことによるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一般会計繰出金は、許認可の申請に伴う手数料等の収入を関係各課での収入証紙の消印実績に応じまして、各課へ配分したものでございます。

不用額1億640万9,000円は、申請実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○前野管理調達課長 管理調達課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

6ページのほうに一般会計の歳入を計上しております。

財産収入132万7,000円、諸収入363万2,000円でございます。不納欠損、収入未済はございません。

次に、一般会計の歳出でございますが、7ページをお願いします。

総務費の一般管理費の支出済み額が1億1,627万6,000円、不用額が18万3,000円でございます。会計管理費の支出済み額が1,485万円、不用額が117万8,000円でございます。不用額は、いずれも執行残でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○井手順雄委員長 次に、人事委員会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いいたします。

岡村事務局長。

○岡村人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

人事委員会事務局の説明資料の2ページをお願いいたします。

歳入に関する調べでございますけれども、歳入につきましては、諸収入の収入済み額が202万円で、不納欠損及び収入未済はともにございません。

次に、3ページでございます。

歳出でございます。

支出済み額が1億7,976万6,000円で、翌年度への繰り越しはございません。

不用額838万6,000円は、主に職員採用試験の効率的な実施に努めたことなどによる執行

残でございます。

なお、定期監査におきます公表事項はございません。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、監査委員事務局長から決算概要と資料の説明をお願いいたします。

本田事務局長。

○本田監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。

監査委員事務局の決算の概要について、お手元の説明資料に基づき御説明をさせていただきます。

まず、歳入については、該当ございません。

次に、3ページをごらんいただきたいと存じますが、歳出につきまして、支出済み額が委員費1,795万円余、事務局費1億8,615万円余となっております。

内訳は、監査委員、事務局職員の人件費及び事務費でございます。

なお、不用額につきましては、いずれも経費節減等に伴う執行残でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

○井手順雄委員長 次に、労働委員会事務局長から決算概要と資料の説明をお願いいたします。

柳田事務局長。

○柳田労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

決算の概要について、お手元の説明資料によって御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入

未済額はございません。

次に、3ページをお願いします。

歳出でございます。

支出済み額は、委員会費が2,286万4,000円、事務局費が8,560万3,000円でございます。

内訳は、委員及び事務局職員の人件費並びに事務費でございます。

委員会費の不用額261万6,000円は、人件費の執行残、事務局費の不用額224万2,000円は、経費節減等による執行残でございます。

なお、定期監査における公表事項はございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○井手順雄委員長 次に、議会事務局長から決算概要の説明をお願いいたします。

長野事務局長。

○長野議会事務局長 議会事務局でございます。

議会事務局におきましては、平素から円滑な議会運営が行われるよう、総務課、議事課及び政務調査課の3課体制で業務の遂行に当たっているところでございます。

今後とも、スムーズな議会運営のため、適切な事務執行に努めてまいり所存でございますので、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

本日御審議いただきます平成23年度歳入歳出決算につきましては、次長から説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○井手順雄委員長 議会事務局次長から決算資料の説明をお願いいたします。

黒田次長。

○黒田議会事務局次長 まず、平成24年度定期監査における公表事項について御説明申し

上げます。

平成22年度に購入した物品の代金につきまして、支払い先を誤っていたことを次の平成23年度に発見しました。このため、誤った支払い先から返納させ、正当な債権者への支払いを行いました。このことにつきまして監査で指摘を受けたところでございます。

その後につきましては、支出負担行為書等会計関係書類の作成に当たっては、担当者及び班員等で組織的にチェックを行い、ミスの再発防止に努めているところでございます。

次に、平成23年度歳入歳出決算状況につきまして御説明申し上げます。

お手元に配付しております決算委員会資料の2ページをお願いします。

歳入について御説明申し上げます。

収入済み額は、諸収入が1,145万円でございます。これは、政務調査費未使用分の返還等でございます。なお、不納欠損額、収入未済額ともにございませぬ。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

議会費全体で支出済み額は13億8,561万1,000円でございます。

不用額は912万3,000円でございます。

内訳としまして、議会費が416万9,000円、事務局費が495万4,000円でございますが、これらはいずれも経費節減等によるものでございます。

よろしく御審議のほどお願ひいたします。

○井手順雄委員長 以上で出納局及び各種委員会の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○佐藤雅司委員 議会事務局のグラスセットを、どうしてそこの何と申しますか、誤ったのに先に支払ったということなんでしょうか。その辺が具体的にわかれば。

○黒田議会事務局次長 購入した物品につきましては、冷茶グラスセットの1万710円でございます。支払い先につきましては、両方とも、誤ったところのほうからもそれから正当な債権者のほうからも指摘がございませんで、不適正経理事項のチェックをしている段階で判明したものでございます。判明後、誤った支出先につきまして確認をし、それから正当債権者に支払いをしたというような状況でございます。

○佐藤雅司委員 余り大したことないんですけども、ただ、今振り込みなんですね。振り込みですから、振り込まれたところもわからない、それから、正当債権者も、1万円ぐらいという大変ですけども、そんなに大きな金額じゃなかったの、余り請求をしなかった、そんなことですかね。それですか。

○黒田議会事務局次長 おっしゃられるような状況でございまして、後で確認の電話をしたところ、それぞれ誤りが確認できたということで、その後の手続を行ったところでございます。

今後、こういうことがないようにチェック体制をもう一度再認識をしまして、今後間違いが起こらないように気をつけたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤雅司委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 出納局にお尋ねしますが、各部の今ずっと決算を見てきて、2件だったと思いますけれども、各部において、書類を紛失して、その後ずっと捜したけれども見つかりませんでしたという報告があったんですよ

ね。

私も元県職員で経験ありますけれども、もう莫大な量が持ち込まれてきて、その書類が紛失する可能性はあるんだろうなとやっぱり思うんですけども、入り口と出口できちっと管理ができるようなシステムを今やっているんでしようが、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

○福島会計課長 会計課のほうには、支出負担行為と支出命令、その他の関係書類が年間約15万件ほど持ち込まれております。1日当たり大体600件ほどの書類が会計課のほうに回付され、決裁後各部局に返却するようになっております。

システムとしましては、会計課内の担当は各部局ごとに決めておまして、それぞれ各担当は、押し車といいますか、カートに書類は全部乗せるようにしております。課内の移動もそのカートを使って移動するようにしております。担当、班長、課長、場合によっては管理者まで決裁が終わりますと、そのカートを持って行って、それぞれ各部局の専用棚がございまして、それにきちんと入れております。

そういうシステムで紛失することがないように対応は行っておるところでございますけれども、書類につきましては、会計サイドとしても非常に重要な書類でございますので、年度初めに行います、先ほど管理者が言いました各研修ですね。この場で書類の取り扱いをきちんとするように指導を行っているところでございます。

○西聖一委員 今お聞きすると、とても紛失しそうな雰囲気じゃないんですけども、まだそれでもあっているということは、故意犯もいるのかもしれませんが、やっぱりそのシステムにも立ち入りを制御するようなきちんとしたセキュリティーをかける必要もちょっと

とあるのかなと思わぬでもないんですが、そこはどうですか。

○福島会計課長 会計課でできる精いっぱい
のセキュリティーはやっているつもりではご
ざいます。

○西聖一委員 どうぞよろしく願いいたし
ます。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 議会費の3ページなんです
けれども、これは海外の活動費と海外友好訪
問の自粛に伴う残になっていますけれども、
これ私も久しぶり、休んどったから、いつご
ろから大体とまっているんですか。

○黒田議会事務局次長 海外の研修費につ
きましては、今会派で申し合わせを行って
おまして、財政状況が非常に厳しいという
ような状況の中で、平成16年から自粛を
しているところでございます。実際、当初
予算は一応2,000万ほど計上してお
まして、23年度につきましては、大きな
2,000万の部分につきましては2月の
補正予算で落としておまして、あと、こ
このところに書いておるところは、そのほ
かの小さな旅費の残額でござい
ます。

○荒木章博委員 小さなというと、何が
小さかつか、わからぬけれども……。

○黒田議会事務局次長 議会費の旅費の
残額が、60数万円の状況でございま
す。

○荒木章博委員 各会派で相談してされ
ると思うんだけど、もうやっぱり海外旅
行もある程度はやらぬとな、そういう
ふうに思います。

終わります。

○東充美委員 会計のほうなんですけれ
ども、歳入で、県の物すごい、何とい
いますか、収入の一つであります証紙の
収入ですかね。大体予算で27億8,000
万、ところが収入済み額が29億という
ことで、これ販売額が見込みを上回
ったということですから、ここ5年間
という形で、不景気のときに、この5
年間の推移はわかりますかね、どの
くらい。これは、23年度はずっとふ
えているという形になっていますけれ
ども。

○福島会計課長 平成18年が29億、
19年が28億、20年が28億、21年
が、免許が3年から5年に伸びた
ちょうど当たり年がありまして、この
年が30億を超えております。その
後は、22年度が29億、23年度が
28億ということで、大体30億前後
で納まっているところでございま
す。

○東充美委員 ということは、大体、
余り県内の景気には、何とい
いますか、左右されない金額でこの
5年間続いてきていますよね。今後、
見通しとして、どうですかね。

○福島会計課長 この証紙を使うので
多いのが、運転免許関係という
か自動車関係が多いものですから、
極端にふえたり減ったりという
のはござい
ません。

○東充美委員 ということは、今後の
見通しとして、大体このくらいの
27~28億で推移すると見
とってよろしいですかね。

○福島会計課長 そのように認識して
おります。

○井手順雄委員長 なければ、これで
出納局及び各種委員会の審査を
終了いたします。

1時5分まで休憩いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時5分休憩

午後1時6分開議

○井手順雄委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより環境生活部の審査を行います。

まず、環境生活部長から決算の概要の説明を行い、続いて、担当課長から順次資料の説明をお願いいたします。

初めに、谷崎環境生活部長。

○谷崎環境生活部長 平成23年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、環境生活部関係の事項につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

前年度の決算特別委員会では、各部共通事項として2点の御指摘がございましたが、その中で当部が該当するものとしまして、まず1点目は、「収入未済の解消については、未収金対策連絡会議における徴収のノウハウの共有化や取組マニュアルの改訂などにより、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公平・公正の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」という御指摘がございました。

当部の収入未済につきましては、関西訴訟原告への療養費等支給事業に係る離島加算手当の過払い金、それと、くまもと県民交流館パレアの会議室使用料がございましたが、まず、離島加算手当の過払い金につきましては、平成22年度に債権者から分納誓約書を徴収して以降、毎月電話により本人の生活状況や納付可能額を聞き、返済可能な額で納付いただいているところでございます。

次に、くまもと県民交流館会議室使用料に

つきましては、平成17年度の会議室使用料として、これまで文書や電話、訪問による催告を行ってまいりましたが、申請者からの納付が全く見込めない状況にありまして、債権の時効消滅期間である5年を過ぎたことから、やむなく、今回不納欠損として処理を行ったものでございます。

2点目は、「日頃から交通安全の取組みがなされているが、職員による交通事故については、増加傾向にあることから、組織をあげて職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通違反防止策を講じること。」という御指摘がございました。

交通安全及び交通違反の防止に係る取り組みに関しましては、職員の交通安全に対する意識の高揚を図るために、昨年8月に、部内職員を対象といたしまして、交通事故・交通違反に関する研修会を実施しております。しかしながら、同年度中に過失割合の高い交通事故が発生いたしました。ことし6月に、関係課を対象としまして、再度研修会を開催し、交通事故防止のポイントの再認識及び注意喚起を図りました。

今後も引き続き、職員一人一人の交通安全意識の向上や交通事故の未然防止に努めてまいります。

続きまして、環境生活部の平成23年度決算概要につきまして御説明を申し上げます。

当部の決算に関連します会計は、一般会計及び熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の2会計でございます。

まず、これらの2会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は449億9,800万円余で、調定額に対する収入率は99.9%、収入未済額は19万円余でございます。

次に、2会計を合わせた歳出の決算状況ですが、予算現額の521億2,500万円余に対しまして、支出済み額は510億1,300万円余で、不

用額10億8,000万円余となっております。なお、執行率は97.8%でございます。

この不用額の主な内容は、水俣病総合対策事業におきまして、療養費等の支給額が見込みを下回ったことによる不用額等でございます。

以上が平成23年度決算の概要でございます。詳細につきましては、各課長が御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 それでは、引き続き各課長から説明をお願いいたします。

○宮尾環境政策課長 環境政策課長の宮尾と申します。座ったまま失礼させていただきます。

まず、今年度の定期監査における報告でございますが、環境生活部として公表事項はございません。

それでは、環境政策課の決算について御説明をさせていただきます。

2ページからでございますが、当課は、一般会計、特別会計とも、全体を通しまして、不納欠損額や収入未済額、また、翌年度繰越額はございません。

では、2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

一時金支払い関係の支援費の補助131億9,000万円余は、今回の、平成22年度からの特措法救済に伴いまして、チッソが支払う一時金に係る支援経費のうち、85%は国が負担することとされておりまして、その国庫補助金を一般会計で受け入れたものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

中段の衛生費、これは、職員給与費や部の政策を推進する事務事業でございます。

不用額1,968万円余につきましては、水銀ゼロ等推進事業の執行残が一番大きいのです

が、これは、グリーンニューディール基金を使いまして、エコパーク水俣の街路灯、約600本近くをLED化した際の入札に伴う執行残を初め、その他それぞれの事務事業における経費節減等に伴う執行残の合計でございます。なお、エコパークは、これによりまして、消費電力が約40%削減になっております。

その下の諸支出金の144億円余でございますが、これは備考欄をごらんいただければと思いますが、一般会計からチッソ特別会計への繰入金でございます。不用額が少し出ておりますのは、県債借り入れの利率の変動による不用額でございます。

4ページをお願いいたします。

ここからは、チッソの県債に係る特別会計の決算でございます。

この特別会計は、ちょっとわかりにくくて恐縮なんですけれども、文字どおり、県が過去にチッソに貸し付けるために借り入れたいわゆるチッソ県債の償還に係る特別会計でございます。県債としては、5種類のものでございます。

内容について御説明させていただきます。

4ページの上段、水俣湾堆積汚泥処理事業費、分担金及び負担金、これは、へドロ県債に係る、いわゆる昭和52年から14年かけて埋め立てを行ったものですが、そのへドロ県債に係るチッソからの返済額で19億7,000万円余、下段のチッソ貸付金、これは、備考欄にございますが、いわゆる患者県債の分でございます。チッソからの返済額として54億9,000万円余を受け入れたものでございます。

5ページ、お願いいたします。

5ページの水俣病問題解決支援財団出資費でございますが、これは、右の欄にございますが、平成7年の政治解決に伴う一時金県債の元利償還のための一般会計からの繰入金2億7,000万円余でございます。

下の段の支援措置費でございますが、チッ

ソ支援の抜本策におきましては、毎年度、県債償還のうち、チッソが自力返済額、チッソが可能な限りの範囲で返済したその残りを除いた額、いわゆるチッソから返済してもらっても県の約定償還に不足する額のその8割は国庫補助金として交付されます。また、残り2割につきましても、県がいわゆる特別県債を発行しまして、その元利償還金は全額地方交付税措置されるという仕組みになっております。

この5ページの国庫補助金は、平成23年度に返済不足額の8割分として交付された国庫補助金の受け入れでございます。

下の繰入金は、過去に発行した特別県債の元利償還分として、平成23年度に一般会計から特別会計に繰り入れたものでございます。

6ページをお願いいたします。

上段は、チッソ返済不足額の2割に相当する特別県債の借入れ、3,600万円でございます。

下段は、今回の特別措置法救済に伴いまして、チッソの一時金支払い支援のための国庫補助金133億円余を、一般会計から繰り入れたものでございます。

最下段は、同じくチッソの一時金支払い支援に係る県債の借入れ、23億2,000万円余でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

上段の水俣湾堆積汚泥処理事業費、いわゆるヘドロ立替債の元利償還額19億7,000万円余、それと、下段のチッソ貸付費、これは、いわゆる患者県債でございますが、に係る元利償還額56億4,000万円余でございます。

8ページをお願いいたします。

上段の水俣病問題解決支援財団出資費、これは、いわゆる平成7年の一時金県債に関する元利償還金で2億7,000万円余、下段の支援措置費の特別貸付金は、チッソ不足額の2割に対応する特別県債によるチッソへの貸付

金3,600万円でございます。

9ページをお願いいたします。

上段の公債費は、過去に発行いたしました特別県債の元利償還金の8億9,000万円余でございます。

下段の一時金支払い関係支援費、これは、今回の特措法、被害者救済に伴うチッソの一時金支払い支援のために、県から財団法人水俣・芦北地域振興財団に対する出資金155億2,000万円余と、それに係る一時金県債利子償還の1億1,000万円余でございます。

以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課長の田中でございます。

それでは、説明資料の10ページのほうをお願いいたします。

まず、歳入についてでございますけれども、2段目の国庫補助金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。予算現額と収入済み額との差が2,000万円余でございますけれども、これは、水俣病被害者手帳をお持ちの方に医療費を支給する水俣病総合対策事業の実績が見込みを下回ったことなどにより、補助金が減ったためでございます。

次に、国庫委託金でございますが、不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、1つ飛びまして、12ページのほうをお願いいたします。

雑入でございますが、収入未済が19万9,000円でございます。これにつきましては、後ほど附属資料で御説明をいたします。

続きまして、また1つ飛びまして、14ページのほうをお願いいたします。

歳出でございますが、公害保健費につきましては、不用額が9億3,000万円余となっております。これは、先ほど御説明をいたしましたように、医療費の支給実績が見込みを下回ったことなどにより生じたものでござい

す。

それでは、恐縮でございますが、別冊の決算特別委員会附属資料の1ページのほうをお願い申し上げます。

収入未済でございます。

2の、収入未済額の過去3カ年の推移の離島加算過払い金でございます。これは、平成16年の最高裁判決で勝訴をされた方に対して、治療促進事業として、医療費や離島にお住まいの方が島の外の病院にかかられた場合に1回当たり500円の離島加算を支給いたしております。その加算を島の中の病院にかかられた場合にも支給してしまった結果、過払いが生じたものでございます。

過払いを受けられました方を訪問の上、返納をお願いしましたが、返納者の方は、82歳と非常に高齢のひとり暮らしの方で、生活に困窮されておられますので、一括返済がなかなか困難な状況でございます。平成22年7月に分割返納のお約束をいただきまして、毎月電話で生活状況をお尋ねしながら、少しずつではございますが、返納をいただいております。今後も、未収金の確保に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、同じく附属資料の、1つ飛んで、3ページのほうをお願い申し上げます。

県有財産処分一覧表でございます。

水俣市立総合医療センターの中にごございました水俣病検診センターの倉庫の処分でございます。

検診センター本体につきましては、平成12年度に解体をいたしておりますが、併設する倉庫につきましては、水俣市による解体を条件に、水俣市に無償貸し付けを行ってまいりました。昨年度、水俣市が医療センターを増築することとなり、倉庫の解体が行われたため、財産処分をすることになったものでございます。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○高山水俣病審査課長 水俣病審査課、高山でございます。

説明資料のほうにお戻りいただきまして、15ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

上から2段目の公害健康被害補償事業事務交付金におきまして、予算現額と収入済み額との差額が170万円余でございます。この交付金は、法定受託事務である水俣病の認定検診や認定審査などの認定業務に要する経費のおおむね2分の1が国から交付されるものですが、見込みより多く交付されたため、予算額を上回る収入となりました。

下段の諸収入、雑入につきましても、不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、1ページお開き願ひまして、16ページをお願いいたします。

歳出でございますが、下段の公害保健費につきまして、不用額が2,677万円余となっておりますが、主に、水俣病の認定業務の検診費や一定の条件を満たす方々への医療費負担などが見込みを下回ったことにより生じたものでございます。

翌年度への繰越額はございません。

以上でございます。

御審議よろしくをお願いいたします。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課、福田でございます。

それでは、説明資料17ページをお願いいたします。

まずもって、おわび申し上げます。

資料の数値に誤りがございました。まことに申しわけございません。

お手元に正誤表をお配りしておりますが、17ページ、最上段の環境センター使用料の数値が、3つの欄とも1万7,000円と記載して

おりますが、全て2万4,000円の誤りでございました。お手数をおかけして申しわけございません。御訂正をお願いいたします。

それでは、17ページの歳入についてでございますが、17ページから18ページにかけて、全ての歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

17ページの一番下の繰入金でございますけれども、予算現額と収入済み額に282万円余の差が生じております。これは、平成21年度に経済対策として配分がございました地域グリーンニューディール基金、これを環境保全基金に積み立てているところでございますけれども、昨年度が事業最終年度でございました。精算手続のために、利息を含めました執行残額を全額一般会計に移しかえたことにより差が生じたものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

下から2段目、計画調査費でございますけれども、主な事業は、企業局の有明工業用水道事業に対する貸付金、本年10月から全面施行しました改正地下水保全条例の改正準備、周知、啓発などの地下水保全のための事業を行うものでございます。

不用額220万円余は、水資源関係の統計資料などを昨年度開設しました「水の国」ホームページに掲載することなどによりまして、印刷経費などの経費節減による執行残でございます。

次に、20ページをお願いいたします。

上段の公害対策費でございます。

主な事業は、ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進事業などの地球温暖化対策、環境センターを中心とした環境教育などの事業を行うものでございます。

なお、備考欄の一番下、水銀ゼロ等推進事業と書いておりますけれども、これは、地域グリーンニューディール基金を活用しまして、環境センターの照明のLED化、省エネ

型の空調の設備更新などの改修を実施したものでございます。

不用額2,380万円余は、その省エネ改修事業におきます設計費や工事費の入札残などによる執行残でございます。

次に、中段の公害規制費でございます。これは、出前講座などの水環境教育や県下一斉に川や海の清掃活動を行うものでございます。

不用額88万円余は、地域の学習会に専門家を派遣します水環境アドバイザー事業につきまして、県職員の派遣要望が中心であって、謝金などの外部アドバイザーへの経費が不要となったことによる執行残でございます。

最後に、工業用水道事業会計繰出金でございます。これは、企業局が経営しております工業用水道事業会計に係ります企業債の元利償還金等に対して一般会計から支出する繰出金でございます。

不用額17万円余は、昨年度から繰り出しの対象となりました企業局職員に対する子ども手当の精算残金でございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○清田環境保全課長 環境保全課長の清田でございます。

21ページをごらんいただきたいと思います。

まず、決算を御説明いたします前に、資料の訂正をお願いいたします。

21ページでございますが、中段のところに、汚染土壌処理業許可申請手数料の項目中、備考欄の単価のところで、22万2,000円のところを22万円と記載しておりました。誤記がありましたので訂正方お願いします。大変失礼いたしました。おわびいたします。

それでは、歳入につきまして御説明いたします。

説明資料の21ページの使用料及び手数料、

国庫支出金、それから、次の22ページでございますが、22ページの国庫委託金、財産収入、そして、次の23ページの繰入金、諸収入、いずれも不納欠損、収入未済額はございません。

歳入につきましては、以上でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

24ページをごらんください。

まず、中段に記載しております計画調査費でございますが、備考欄に記載しておりますが、熊本地域における硝酸性窒素の流動量の検証による総合的な汚染物質対策を実施しました地下水の未来のための保全活用事業でございますが、不用額14万円余は、入札に伴う執行残でございます。

次に、下段にあります公害対策費でございます。

主な事業といたしましては、石綿健康被害救済給付事業でございます。

これは、平成18年2月に制定されました石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、石綿による健康被害を受けた者またはその遺族に対し救済給付を行うために、環境再生保全機構に設置されました石綿健康被害救済基金へ本県負担分を拠出するものでございます。

予算額1億7,000万円余のうち、支出済み額が1億6,891万円余で、不用額157万円余が生じておりますが、これは経費節減に伴う執行残でございます。

次に、25ページをごらんください。

まず、公害規制費でございます。

主な事業といたしまして、これも備考欄に記載してございますが、いわゆる大気汚染防止法に基づき、県内36カ所の測定局があるのは御案内のとおりでございますが、例えば光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、硫黄酸化物などの大気汚染の常時監視を行っております最初の大気汚染監視調査事業、次に、文部科学省からの委託事業であり

まず環境放射能水準調査、それから河川、海域及び地下水の水質環境監視事業がございます。

予算額2億7,682万円余のうち、支出済み額が2億5,100万円余、不用額が2,582万円余生じておりますが、これは、大気汚染監視調査事業を初め、環境放射能水準調査等の入札残等でございます。

次に、環境整備費でございます。

主な事業といたしましては、市町村の水道事業の認可や指導監督、個人の飲用井戸の衛生対策としての水質調査等を行います上水道費でございます。

不用額419万円余につきましては、経費節減による執行残でございます。

○井手順雄委員長 ちょっといいですか。

不用額の書き方として、こっこの不用額の欄に普通書くとじゃなかかな。

○清田環境保全課長 備考欄に書いているのは、事業額でございまして、不用額については、左のほうのところに……。

○井手順雄委員長 予算現額と支出済み額との比較でしょう。不用額のところに普通書くんじゃないのという話ですよ。まあ、小さいことだけど、どうなんですか。それはわかるよ。事務的な話ですので——多分ここに書いて、予算現額と支出済み額との比較のところに同じ金額が出てくるということですね。

○清田環境保全課長 この辺は、ちょっとしっかりとマークして修正したいと思います。

○井手順雄委員長 続けてお願いします。

○清田環境保全課長 最後になりますが、不用額419万円余につきましては、経費節減による執行残でございます。

歳出は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小宮自然保護課長 自然保護課の小宮でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

歳入についてでございますが、使用料及び手数料、国庫支出金ともに不納欠損額、収入未済額ございません。

国庫支出金につきましては、平成23年の2月補正で御承認をいただきました、ふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業を平成23年度に全額繰り越しをいたしておりますので、その国庫補助金の収入でございます。

27ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、諸収入ともに不納欠損額、収入未済額ございません。

中段の環境保全基金繰入金につきましては、予算現額と収入済み額の比較がマイナスの28万6,000円となっておりますが、これは、備考欄に記載していますように、この事業で行いました生物多様性啓発資料作成の入札に伴って、当初計画との差額が生じたためでございます。

最下段の雑入でございますが、平成22年度に行いました狩猟者登録に要する手数料につきまして、平成23年度に追加報告がございましたので、雑入として受け入れたものでございます。

28ページをお願いいたします。

繰越金でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。これは、先ほど御説明いたしました、ふるさと熊本の樹木登録説明板整備事業の平成23年度に繰り越した県単独費でございます。

次に、29ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

上段の鳥獣保護費につきましては、有害鳥獣対策や鳥獣保護センターの管理運営等に要する経費でございますが、不用額118万4,000

円は、鳥獣保護対策事業の有害鳥獣捕獲数の当初見込みより減少したことなどに伴います執行残であります。

中段の自然保護費の不用額278万円は、自然環境保全対策事業などの経費節減及びふるさと熊本の樹木登録説明板整備、また、生物多様性啓発資料作成等の入札に伴う執行残でございます。

下段の観光費につきましては、自然公園施設の清掃管理や施設の補修などに要する経費でございますが、不用額114万円は、自然公園利用事業の経費節減などによる執行残でございます。

自然保護課は以上でございます。

御審議をよろしくお願いいたします。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の加久でございます。

資料30ページ、お願いいたします。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料、国庫支出金及び31ページの財産収入、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

30ページの使用料及び手数料につきましては、予算現額と収入済み額との比較でマイナス113万5,000円の差がございまして、産業廃棄物の収集運搬業の更新許可等につきまして、見込みより申請数が少なかったものでございます。

次に、国庫支出金につきまして、予算現額と収入済み額の比較でマイナス30万5,000円の差額につきましては、国庫の対象となる市町村の実績が減ったものでございます。

次に、32ページをお願いいたします。

歳出について、主なものを御説明いたします。

総務費の一般管理費は、職員の時間外手当でございます。

次に、衛生費のうち、公害対策費は職員給与費でございます。

次に、環境整備費についてですが、これは、当課が行っております廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用の推進並びに廃棄物の適正処理などの事務事業に要する経費でございます。

2,377万7,000円の不用額が出ておりますが、主に、経費節減や産業廃棄物適正処理事業の実施に伴います検査業務などの入札に伴う執行残などでございます。

翌年度繰り越しはございません。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○中島公共関与推進課長 公共関与推進課の中島でございます。

33ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、繰入金につきましては、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、34ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務費の一般管理費は、職員の時間外勤務手当でございます。

次に、衛生費のうち、公害対策費は職員給与費でございます。

次に、環境整備費の不用額につきましては、公共関与推進事業の活動費の執行残でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課の課長の石崎でございます。

それでは、説明資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料の35ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、国庫支出金につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、36ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございます。

まず、交通安全対策促進費でございますが、交通安全推進連盟などへの補助や交通事故相談業務、交通安全や防犯対策の研修を受けた高齢者などによる顔見知りの高齢者への訪問啓発を行う地域の安全・安心確保事業など、交通安全総合対策の推進に係る経費でございます。

なお、不用額90万円余は、委託契約の落札額が予定額を下回ったことや電子メールや庁内通送を利用したことによる郵送料の減など、経費節減に伴う執行残でございます。

次に、最下段の諸費は、県民の防犯意識を高めるための広報、啓発や防犯リーダー育成など、犯罪の起きにくいまちづくりの推進や犯罪被害者等支援に係る広報、啓発などの経費でございます。

なお、不用残の92万円余につきましては、印刷物などの作成が予定より安価で作成できたことや経費節減に伴う執行残でございます。

次に、37ページをお願いいたします。

青少年育成費でございますが、これは、青少年育成県民会議への補助や青少年の健全育成に係る広報、啓発、有害環境調査や有害サイトを介した少年被害に対する対応検討などの少年保護育成条例の運用など、青少年の健全育成推進に係る経費でございます。

なお、不用残120万円余は、有害玩具指定などに係る少年保護育成審議会や優良映画の推奨などに係る映画委員会の開催がなかったことのほか、電子メールや庁内通送を利用したことによる郵送料などの減など、地域青少年健全育成活動強化事業などの経費節減に伴う執行残でございます。

最後に、最下段の農業総務費は、食品表示制度の啓発、指導や食の安全・安心確保に係る普及啓発、残留農薬などの食品検査に係る経費でございます。

なお、不用残280万円余は、セミナーなどを内閣府の事業を活用して実施したことなど

による経費節減、また、食品表示や食の安全に関して疑義案件調査などを要する案件が見込みより少なかったことなどによる執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○杉山消費生活課長 消費生活課の杉山でございます。

38ページをお願いいたします。

まず、歳入に関する調べでございますが、全ての歳入につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

下から2段目でございます消費者行政活性化基金繰入金は、予算現額に対しまして970万円余の減額を生じました。理由につきましては、市町村の消費者行政強化のための補助金におきまして、実績額が当初の申請額よりも少なくなったためでございます。

次に、39ページをお願いいたします。

歳出に関する調べでございますが、2段目でございます民生費の消費者行政推進費の不用額1,600万円余は、消費者行政活性化基金を活用いたしました市町村への補助金につきまして、実績額が当初の申請額よりも少なくなったこと及び備品購入に伴う入札残でございます。

また、3段目にあります商工費の中小企業振興費の不用額54万円余は、経費節減に伴う執行残でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課の中園でございます。よろしく申し上げます。

資料の40ページから41ページをお願いいたします。

まず、40ページの歳入でございますが、使用料及び手数料につきましては、収入未済額

はございませんが、4万5,000円の不納欠損額がございます。これは、くまもと県民交流館会議室使用料未収金に係る不納欠損でございます。

附属資料の2ページをお願いいたします。

この不納欠損の内容につきまして御説明させていただきます。

くまもと県民交流館の会議室使用料につきましては、条例に基づき前納が原則となっております。窓口において現金による支払いを原則としておりますけれども、県外などの遠隔地からの申請につきましては、納入通知書による支払いを認めております。

今回不納欠損を行ったケースは、平成17年に福岡から申請があったもので、納入通知書を発行したにもかかわらず、納付がなく、その後、キャンセルの申し出があったものでございます。しかし、会議室使用料は原則前納であり、一旦全額納付していただく必要がありますので、申請者に対して納付を依頼しましたが納付に至らず、さらに文書や訪問等による催告を行いました。申請者は、取り消し申出書を提出したことで全て終わっていると主張しており、自主的納付は見込めない状況でございました。

そこで、昨年度、未収金回収に向けた法的手段の検討のため関係課と協議を行い、債権の性質等を整理しましたところ、今回のケースは公の施設の会議室使用料に該当するため、既に5年の時効期間が満了し債権が消滅しているとの判断をしたことにより、不納欠損処分を行ったものでございます。

なお、平成22年度からは指定管理者制度を導入しているため、現在は未収金の発生はございません。

不納欠損につきましては以上でございます。

次に、41ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総務管理費のうち、諸費の不用額508万円余につきましては、主

に、新しい公共支援事業の事業選定及び入札等に伴う執行残でございます。

なお、当事業は基金事業でございますので、執行残については、翌年度に繰り入れ執行を行うことといたしております。

次に、社会福祉総務費の不用額564万円余につきましましては、主に、印刷物発注や委託費の入札、経費節減等に伴う執行残でございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原人権同和政策課長 人権同和政策課長の清原でございます。

資料の42ページをお願いいたします。

歳入でございますが、国庫支出金につきまして、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、43ページをお願いいたします。

歳出につきましましては、人権同和政策課では各種の啓発事業を実施しておりますが、総務費の総務管理費につきまして、345万円余の不用額が生じております。これは主に、広報・啓発事業や研修、人材育成事業において、経費の節減及び入札残による執行残でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○井手順雄委員長 以上で環境生活部の説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○池田和貴副委員長 済みません、皆さんちょっと考えていらっしゃる間に。

まず1点目が、廃棄物対策課の産業廃棄物税基金繰入金が7,800万ありますが、今、基金残高は幾らになっているのか、教えていただけますか。

○加久廃棄物対策課長 1億6,000万弱でございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。

39ページ、消費生活課の民生費の中の多重債務者生活再生支援事業908万円余出ておりますが、これは、民間に委託をして多重債務者の生活再生支援をやられているかと思うんですが、この事業、私も質問でも取り上げましたけれども、多重債務から抜け出して、例えば、生活保護になる分を一定程度歯どめをするような働きもあるかというふうに思いますが、この生活再生支援事業をやられてみて、どういう状況なのか、また、今後の必要性についてどうお考えになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○杉山消費生活課長 これは22年の6月から始めた事業でございますが、グリーンコープのほうに委託して、実施していただいております。

この事業の効果につきましては、やはり多重債務等で生活困難に陥った方を救うという意味では、かなりの成果を上げているんじゃないかと思えます。

具体的に申しますと、基本的に、まず債務整理というのをお勧めするわけですが、その債務整理した後で、生活一時金というか、そういうのが必要な方に対しては貸し付けまで行くと。そういう形で、かなり多重債務者の支援には役立っているんじゃないのかなというふうに認識しております。

それと、この事業の継続についてでございますが、くしくも、きょうが財政課への予算提出日でございますが、基本的にこの事業につきましては、幸せ実感枠のほうで25年度の予算について要求しているところでございます。

以上でございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。この事業については、今、課長のほうから説明がありました。貸し付けをした後の貸付金の回収に当たって、あわせて生活指導までやるというところがやっぱりみそだと思っんですね。全国的にも、福岡県に次いで熊本県が2例目ということで、県の弁護士会等からは、非常に全国的にも評価の高い事業だというふうに聞いているところでございます。

来年度の予算要求も、幸せ実感枠でしていただいたということですが、ぜひ、この辺は、県としてできる限りのサポートをしてあげていただきたいということを要望しておきます。

以上でございます。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○西岡勝成委員 自然保護課長、26ページと29ページに係る件なんですけれども、狩猟免許試験の受験件数が当初の見込みを上回っているということで、170件ぐらい多くなっているんですが、実際、新聞等々で見ますと、有害鳥獣による被害が非常に毎年毎年ふえてきて、新聞あたり——農家の人たちもえらい苦勞されているようなんですけれども、この29ページを見ますと、有害鳥獣捕獲数が減少しとるということ、要するに、なかなか売れないというものが、その、とつてもですね、イノシシなり鹿なりとつても、消費のほうとはなかなか結びついていないところが原因なのか、その辺は何か原因調査をされていますか。

○小宮自然保護課長 まず、26ページの収入にかかわる、狩猟者の免許試験にかかわる話でございますが、これは、あくまでも狩猟者の免許にかかわるものでございまして、予定よりも多いということで手数料分が多くなっ

たということでございます。

それで、この狩猟免許取得者数は、平成21年が4,900人、約ですが、22年が5,200人、23年は5,500人と、だんだん新規の人をふやしてきております。これは、1つは、免許試験を、以前は年3回のを5回にふやして、2日を1日に集約しまして、非常に受けやすい状態をつくったということで、だんだんふえてきているという現状がございまして。

その中で、先ほどの29ページで、支出の減少の理由を有害鳥獣捕獲数の減というふうに申し上げましたが、直接的に狩猟者との関係ではなくて、これは、特に減になっておりますのはクリハラリス、要するに、クリハラリスの分を2,200頭、平成23年度は目標として予定しておりました。実際に捕獲されたのが1,500頭、そのうち一部が、環境省の委託で宇城市のほうの委託事業として捕獲されたものが400頭、うちの補助事業の対象となったものが1,100頭ということで差額が出てきた、これがメインのものであります。

先ほど委員のおっしゃったような、イノシシとかいうものについては、現在——肉利用のお話でしたが、これは、農林水産部と連携して、プロジェクト会議を開催して協議を行っておるわけですが、自然保護課のほうでは、いわゆる鳥獣保護法に基づいた有害捕獲の対策を講じていく。一方、農林水産部のほうでは、生息環境を整備、つまりやぶを刈り払うとか、そういった生息環境をなくしていくような対策、それと、電気柵を張りめぐらすとかいう侵入防止対策、もう一つが、ジビエ料理ということで、肉の利活用、獣肉の利活用ということで今推進されているところでございます。それをあわせて、総合的な対策として今後進めていくということで、我々も、捕獲という視点で参加させていただいております。

○西岡勝成委員 馬鹿カレーとか、猪鹿鳥カ

受け取りがなかったため、県の歳入となったということで書いてありますが、送金通知書だけで通知されたのか、あるいは電話等での連絡をされたのか、紙を送っただけで済ませたか、それ以外の対応をされたかと、その辺をちょっと確認したいんですが、これ、1点ですね。

それから、27ページ、財産収入のところ、土地の貸付料が1,196万2,000円上がっております。草千里とか古坊中の駐車場とかの貸付料、南阿蘇の休暇村の事業用地貸付料など、これは、貸付対象は幾つなのか、それぞれにして幾らずつの収入になっているのか、教えてください。

それともう1つ、附属資料の2ページ、男女参画・協働推進課のところ、4万5,000円の不納欠損、さっきちょっと説明を受けたんですが、対象とされている申込者は個人だったのか団体だったのか、それと、債権が時効になったということで、不納欠損ということで計上されているんですけども、その債権が時効になったとき、それまで気づかなかったということですよ。そういうチェックは今までされないのかどうか、ちょっとその辺を聞きたいんですけども……。

○井手順雄委員長 それではまず、田中課長から。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

お尋ねがありました送金通知書でお支払いをする際に、1年間経過して受け取りがなかったケースでございますけれども、こちらのほうで送金通知を行いまして、そして引き落とし——実際に受け取りがなかったというのは、また銀行経由で御連絡がございますので、私どもでわかり次第お電話をして早目に受け取っていただくように、督促といたしますか、御連絡を差し上げております。

以上でございます。

○小宮自然保護課長 27ページの財産運用収入でございます。

この内訳は、阿蘇の草千里の駐車場、これは、土地は阿蘇市から県が借り上げまして、その土地を自然公園財団のほうに貸し付けしております。もう1つ、同じ駐車場の、いわゆる駐車場施設、舗装した駐車施設、この分を自然公園財団に貸し付けをしております、土地のほうは草千里の分で345万6,000円、それと工作物、いわゆる駐車場の施設でございますが、249万7,000円、それと、草千里のもう1つ、山上のほうに古坊中という駐車場がございまして、それは、南阿蘇村から土地は県が借り、自然公園財団に貸し付けをやっておるわけですが、その分が、土地が381万円、工作物、駐車場施設ですけれども、152万5,000円になっております。もう1点、休暇村南阿蘇、高森町にございますが、そのホテル施設といいますか、宿泊所施設のが県の土地でございますので、その土地代が67万3,000円の収入でございます。休暇村に貸し付けたものの収入でございます。

○中園男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

この不納欠損を行ったケースは、平成17年に福岡県の個人の方からの申請に係るものでございます。申請が、これは原則前納で、窓口で現金払いというのが原則でございますけれども、遠隔地であったために、納入通知書を発行して支払いを求めたということで、支払いがないまま、キャンセルをしたいというような申し出がございました。実際、電話であるとか、文書でやる催告、また、実際現地に行きまして、訪問をして支払いをするように求めてまいりましたけれども、現在まで支払いがなかったということでございます。

当初、この会議室の使用料につきまして

は、対等な立場での使用ということで、私法上の債権というふうに考えておりました。私債権である場合は、10年間の消滅時効ですけれども、なかなか払っていただけないために、裁判所等に支払い督促を申し立てしようというふうなことで、改めてこの債権の性格について検討した結果、弁護士に聞いたり、関係課と協議をして、これはどうも公債権であると、公法上の債権であるというふうなことがわかりました。公債権の場合は5年間の消滅時効がもう来ておりましたので、債権が消滅しておりますので、不納欠損処分をしたということでございます。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○東充美委員 36ページのくらしの安全推進課ですけれども、ちょっと教えていただきたいんですよ。交通事故被害者対策費というのは、これは交通事故の被害に遭われた方本人なのか、家族なのか、そういうのも含めて内容をちょっと教えていただきたい。

○石崎くらしの安全推進課長 この交通事故被害者対策費といいますのは、うちの交通事故相談所の運営に係るものでございまして、交通事故に遭われました方、加害者、被害者を含めまして、いろいろ損害賠償等相談と、そういったものを受け付けておりますので、そういう関係の事業費になっております。

○東充美委員 わかりました。

それと、その上の県民参加型飲酒運転根絶等特別啓発事業というの、これ、県民全体に啓発をされると思うんですけれども、ちょっと予算額が94万ぐらいなんですけれども、内容的にはどういうものを作っておられるんですか。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全

推進課長です。

飲酒運転撲滅を当初予定しておりました、飲酒運転撲滅に関する標語、そういったものを広く県民に募集いたしまして、その中から選ばれました最優秀作品につきまして、テレビCMの15秒スポット、これを流すという事業でございます。平成23年が370件ほどの応募がございまして、平成24年度、ことしは、飲酒運転プラス自転車の安全利用、2つの項目で1,499件ほどの応募があったということです。多くの県民の方に関心を持っていただいていると考えております。

○東充美委員 できれば——これが、このくらいの予算で本当に啓発できるかと思うと、ちょっと疑問に思うんですけれども、もしよければ、予算要望ももう少し増額されてもいいと思いますけれども、どうしてもこれだけは続けていかないと——なかなか意識的に改革するのは難しいとずっと言われていますので、標語に限らず、もう少しPRの仕方等やって、ふやしていただきたいと思います。

それとあと1点、この、犯罪被害者等支援推進事業というのがありますね、これもちょっと80万ぐらいですけれども、この内容をちょっと、わかりますかね。

○石崎くらしの安全推進課長 そもそも県の、私のほうで担当しております犯罪被害者支援というものの大きなものは、各市町村の窓口担当者の資質の向上ということで、各市町村の担当者を集めまして年に1回研修会を開催するというもの。あと、警察、支援センター、教育委員会、うちと地元で共催します県民の集いといいます、ことしは11月17日に玉名で予定しておりますが、そういった県民の集いの分で、そういったもので主にやっております。そのほかには、パンフレットとかリーフレットを作成いたしまして、イオンなどの商業施設のトイレなどに、性犯罪被害者

の方がとりやすいようにということで、そういったものの普及を行っている事業でございます。

○東充美委員 犯罪被害者というのは幅広いと思うんですけども、大体対象というのはどのくらいの方を対象にしているんですかね。

○石崎くらしの安全推進課長 うちの場合には、凶悪犯罪はもちろんですけども、交通事故の被害者も含めまして、いろいろなパンフレット、リーフレットを作成して配布している状況でございます。

○東充美委員 先ほどの交通事故被害者対策費と犯罪被害者支援事業というのは、金額的な差はありますけれども——ということは、この下のほうの犯罪被害者は、先ほどの交通事故の方々も一応包含しているわけですか。

○石崎くらしの安全推進課長 含めまして、今回も新たにパンフレットとしまして、交通事故被害者の手引のようなパンフレットも作成しまして配布しております。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○荒木章博委員 29ページですけども、ちょっとお尋ねしたいと思います。

鳥獣保護センターに1,300万、運営管理費として。これは第3セクターで——第3セクターというか、そういうあれで取り組んでおられると思うんですけども、これは、従来の何か展示から変わって、野鳥の保護とか、そういう面に取り組んでおられるんですかね。その内容をちょっと教えていただきたい。

○小宮自然保護課長 自然保護課でございま

す。

以前は、鳥獣保護センターは公共用施設、つまり、県民の皆さんに鳥獣を愛する心を抱いていただきますように、展示物とか、鹿園とか、そういった施設を設置しておりまして、公共施設として指定管理者制度でやってまいった経緯がございます。

ただ、平成17年の行財政改革基本方針、県の方針に基づいて、施設が老朽化しているということもございまして、そういう展示施設については廃止をいたしまして、現在は、平成21年から傷病鳥獣の受け入れを業務とした施設に変えております。現在、企画提案型の委託を行っております。NPO法人が今業務を、小鳥とか、県民の方が保護してくれといった、そういったものについて、一旦鳥獣保護センターで飼養して野に返すと、そういった活動をやっていただいております。

○荒木章博委員 そういう医療行為というか、そういうことで預かって、傷病というのは、そういう傷んだ鳥とかタヌキとか、そういうのを保護してもとに戻していくというわけですか。

○小宮自然保護課長 そういうことです。

○荒木章博委員 野にまた放つ……。

○小宮自然保護課長 もちろん、傷ついたものは、必ずしも野に返せない場合もございまして。そのまま死亡するものもございまして、極力ケアをして野に返す活動をしているということでもあります。

○荒木章博委員 では、そういう教育環境の中の触れ合いとか、そういうのはもう全く過去のことであつて、これは切り離れたということですか。

○小宮自然保護課長 鳥獣を保護することで保護することの啓発はやってありますが、皆さんに広く展示して見せるといった活動はやっていないということでもあります。

○荒木章博委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 田中水俣病保健課長、この別紙の資料の1ページですけれども、離島加算過払い金、この表の見方ですが、これはお1人の方ですか。

○田中水俣病保健課長 お1人の方でございます。

○西岡勝成委員 そうすると、あちらの請求をこちらが見逃したのか、こちらが間違っ
て手当を出したんですか、どっち。

○田中水俣病保健課長 こちらのほうで、本来支払ってはいけないものを支払ったということでございます。

○西岡勝成委員 ということは、21年、22年度、2年間にわたってそのミスに気づかなかったということですかね。

○田中水俣病保健課長 正確に申しますと、平成19年度、20年度、21年度と3カ年分でございます。

○西岡勝成委員 22年度も、現年分で6万4,000円出ているのはどういうこと。

○田中水俣病保健課長 21年度分につきまして、これに気づきまして、その年で収入調定をしたということで、22年度に上がっているということでございます。

○西岡勝成委員 では、複数年にわたって見逃してきた、要するに気づかなかったということですか。

○田中水俣病保健課長 はい、間違いございません。

○井手順雄委員長 ほかにございませつか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 なければ、これで環境生活部の審査を終了いたします。

次回の第8回委員会は、11月21日水曜日午前10時に開会し、取りまとめを行うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

本日は御苦勞さまでした。

午後2時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長